

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1140	11402040	都道府県における各種審議会の必置規制の見直し	都道府県において設置を義務付けられている審議会等各種付属機関について、設置する地方自治体の運営方針によって任意に設置できるよう各種関係法律等を見直すこと。	今年度、各種審議会等付属機関について、その設置の如何を見直す予定。 法令等による必置規制が廃止されれば、本県の見直しによって設置の有無を決定した審議会等付属機関について、休止、廃止等の手続きを、自主的に行うことが可能となる。	今後、本県においては、審議会等付属機関の見直しを実施することとしており、その設置目的を達成したものの、審議事項が類似・重複しているものについては、廃止を含めた抜本的な見直しを行う予定である。 本来、各種審議会等付属機関については、各地方自治体の自主的な運営方針に基づき、その設置の如何を判断すべきものと考えため、その設置について、各地方自治体の裁量により設置が可能となるよう各関係法令等の諸般の見直しを提案する。 なお、任意設置の場合も、所要の地方財政措置を継続すること。	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1436	14361010	災害発生後から災害復旧工事着手までに必要な関係省庁への手続き・協議等の事前処理	災害復旧工事において、事前に関係省庁と災害復旧工法の概略を決定しておき、災害発生時には事前に決めた概略に基づき、県の判断で、即座に復旧作業に着手できるようにする。	災害発生直後から復旧本工事の着手が可能、災害復旧事業の原則である施設の原型復旧+グレードアップ	災害発生後、関係省庁に、災害復旧工事に必要な申請を行っていただく時間を要し、復旧の遅れが懸念される。観光立県を推進する本県にとって、災害発生による観光地のイメージを損なわないよう一日も早い復旧が必要である。 ・災害発生から災害復旧本工事着手に至るまでに相当の日数を要するため。 ・自然公園内の行為の許可及び協議の同意を得る為には、環境省による協議及び審査に相当の日数を要するため。 これらの事前協議を行なうことで、早期に景観等も配慮した災害復旧が行なえ、観光への影響を最小限にすることができる。	和歌山県	和歌山県	高野熊野世界遺産活用地域再生構想	災害復旧工事について事前に関係省庁と災害復旧工法の概略を決定しておき、災害発生時には事前に決めた概略に基づき県の判断で即座に復旧作業に着手できるようにする。
1267	12671010	中山間農村地域において、農村の活性化のために酒造メーカーと地域が一体となって酒造好適米生産を行う場合の生産調整の特定の適用	地域内生産者と直接契約栽培をする場合に限り、「主要食料の需給及び価格の安定に関する法律第2条第1項」に基づき実施される米の生産調整において、酒米(酒造好適米)を米の生産目標数の外数として扱い、転作物と同様にみなす特例の提案	酒造好適米を米の生産調整の外数とする事により、酒造メーカーと生産農家とが連携し水田の維持・生産効率の向上を図ることにより、農村と都市との交流・対流を図ることにより、地域の活性化をすすめる。 添付資料①参照	酒造好適米は、現在、主食米と同等に扱われ、生産目標数以内の内数に組み込まれています。しかし酒造好適米は、清酒を造るための米であり、コンヒカリのような主食米に転用することはできません。現在、この酒造好適米が主食米と同じ基準で生産調整の対象とされていることから、年々酒造好適米の作付面積が減少しており、(コンヒカリなどの主食米の作付は増加)酒造メーカーや生産農家の経営は厳しいものとなっております。一方、地産地消の美味しく安全・安心なお酒を求める消費者の声は年々高まるとともに、グリーンツーリズムが定着する中、生産現場に参加しながら、農村での体験交流を通じて安全安心な食を求める潮流も高まっております。こうした状況で、主食米と混合することのない酒造好適米を生産調整外数とする事により、水田農業の振興と中山間農村地域の活性化が同時に図れるものと確信することから提案するものです。	山梨県	株式会社 屋藤商店	自然の恵みと人の調和で醸す、増穂酒米計画	地域内生産者・中山間地における耕作者と直接契約栽培する場合に限り、酒米(酒造好適米)を米の生産目標数のうち、外数として扱う、米の生産調整の規則の特例。
1395	13951010	富士北麓において、農村の活性化のために酒造メーカーと地域が一体となって酒造好適米生産を行う場合の生産調整の特定の適用	酒造メーカーが酒米栽培用地の賃貸借を可能とする農地法3条の特例の適用(あるいは、構造改革特別区域における規制の特例1001)を活用して、自社生産する場合、及び地域内生産者と直接契約栽培する場合に限り、「主要食料の需給及び価格の安定に関する法律第2条第1項」に基づき実施される米の生産調整において、酒米(酒造好適米)を米の生産目標数の外数として扱い、転作物と同様にみなす特例の提案	酒造好適米を米の生産調整の外数とする事により、酒造メーカーと生産農家とが連携し水田の維持・生産効率の向上を図るとともに、農村と都市との交流・対流を図ることにより、地域の活性化を進める。 添付資料①を参照	酒造好適米は、現在、主食米と同等に扱われ、生産目標数以内の内数に組み込まれています。しかし酒造好適米は、清酒を造るための米であり、コンヒカリのような主食米に転用することはできません。現在、この酒造好適米が主食米と同じ基準で生産調整の対象とされていることから、年々酒造好適米の作付面積が減少しており、(コンヒカリなどの主食米の作付は増加)酒造メーカーや生産農家の経営は厳しいものとなっております。一方、地産地消の美味しく安全・安心なお酒を求める消費者の声は年々高まるとともに、グリーンツーリズムが定着する中、生産現場に参加しながら、農村での体験交流を通じて安全安心な食を求める潮流も高まっております。こうした状況で、主食米と混合することのない酒造好適米を生産調整の外数とする事により、水田農業の振興と農村地域の活性化が同時に図れるものと確信することから提案するものです。	山梨県	井出醸造店 井出與五右衛門	富士北麓富士山由来商品活性化計画	酒造メーカーが、酒米(酒造好適米)を酒米栽培用地の賃貸借を可能とする、農地法3条の特例の適用(あるいは、構造改革特別区域における規制の特例1001)を活用し自社生産する場合、及び地域内生産者と直接契約栽培する場合に限り、酒米(酒造好適米)を米の生産目標数のうち、外数として扱う、米の生産調整の規則の特例
1450	14501010	地産地消や、都市農村交流による地域内の農村の活性化のため、酒造メーカーと地域が一体となって酒造好適米生産を行う場合の生産調整の特例の適用	酒造メーカーが酒米栽培用地の賃貸借を可能とする農地法3条の特例の適用(あるいは、構造改革特別区域における規制の特例1001)を活用して、自社生産する場合、及び地域内生産者と直接契約栽培する場合に限り、「主要食料の需給及び価格の安定に関する法律第2条第1項」に基づき実施される米の生産調整において、酒米(酒造好適米)を米の生産目標数の外数として扱い、転作物と同様にみなす特例の提案	酒造好適米を米の生産調整の外数とする事により、酒造メーカーと生産農家とが連携し水田の維持・生産効率の向上を図るとともに、農村と都市との交流・対流を図ることにより、地域の活性化を進める。 添付資料①参照	酒造好適米は、現在、主食米と同等に扱われ、生産目標数以内の内数に組み込まれています。しかし酒造好適米は、清酒を造るための米であり、コンヒカリのような主食米に転用することはできません。現在、この酒造好適米が主食米と同じ基準で生産調整の対象とされていることから、年々酒造好適米の作付面積が減少しており、(コンヒカリなどの主食米の作付は増加)酒造メーカーや生産農家の経営は厳しいものとなっております。一方、地産地消の美味しく安全・安心なお酒を求める消費者の声は年々高まるとともに、グリーンツーリズムが定着する中、生産現場に参加しながら、農村での体験交流を通じて安全安心な食を求める潮流も高まっております。こうした状況で、主食米と混合することのない酒造好適米を生産調整の外数とする事により、水田農業の振興と農村地域の活性化が同時に図れるものと確信することから提案するものです。	山梨県	山梨銘醸株式会社	地域密着こだわりの美味しい酒産地化計画	酒造メーカーが、酒米(酒造好適米)を酒米栽培用地の賃貸借を可能とする、農地法3条の特例の適用(あるいは、構造改革特別区域における規制の特例1001)を活用し自社生産する場合、及び地域内生産者と直接契約栽培する場合に限り、酒米(酒造好適米)を米の生産目標数のうち、外数として扱う、米の生産調整の規則の特例

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1368	13681060	輸入動植物検査業務の体制強化・迅速化	<p>検査体制について、検査官の増員やシステムの改善等により、輸入動植物の到着即日に検査を行うなど迅速な検査業務を行える体制の整備の早期実現を要望します。</p> <p>(具体例) ■申請手続き後、即座に検査が実施される検査体制の整備 ■植物検査において、検査終了後に輸入者へ即座に検査結果を通知するシステムの整備 (動物検査において、既に導入されている携帯端末による検査結果通知システムの導入など)</p>	<p>手続きの簡素化・迅速化に係る既存制度に加え、検査における検査官の増員などにより、輸入動植物の到着即日に検査を実施するなど検査の迅速化を図ることで、通関と合わせて手続きに係る時間を短縮します。</p>	<p>貨物の輸入手続きにおいて、通関と合わせて検査を必要とするものも多く、検査についてもフルオープン化に対応した検査体制が必要であるため。</p> <p>また、我が国港湾の国際競争力強化に向けては、戦略的に検査体制の強化・拡充を行う必要があると考えるため。</p> <p>なお、従前の特区提案での回答で「現行の規定により対応可能」とされていますが、現行の制度・体制では、書類手続き・検査対応時間等に制限があり、検査対象となる貨物の輸入手続きの迅速化は困難な状態となっているため。</p>	神奈川県	神奈川県横浜市	国際物流特区	<p>地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。</p> <p>横浜市『国際物流特区』では、検査の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。</p>
1368	13681080	通関の手続・検査と他法令の手続・検査についての迅速・同時一体的な業務処理	<p>通関の手続・検査において、動植物検査等の他法令の手続・検査と連携した実施体制の実現</p>	<p>通関手続・検査手続において、担当機関間で業務手順の調整や業務連携の強化を図り、各々の手続が最短時間で同時一体的に完了する業務方法・体制を実現すること。</p>	<p>通関手続きを行う場合、動植物検査等他法令手続き後にならないと輸入許可手続きができないため、輸入許可に時間がかかることが多く見受けられます。</p> <p>シングルウィンドウシステムの稼働により、申請手続きの連携が図られましたが、添付資料の提出や検査・許可手続きはそれぞれの官庁により行われているため実際には個別の官庁手続きを行う必要があります。</p> <p>輸入手続きの迅速化・合理化を図るため、輸入許可にかかると一体的な書類手続き、検査体制等の関連行政機関の連携強化を求めるものです。</p>	神奈川県	神奈川県横浜市	国際物流特区	<p>地域経済を支える横浜港の活性化を図るためには、港湾利用コストの低減化やリードタイムの短縮化など港湾利用サービスの向上により国際競争力を強化することが必要です。</p> <p>横浜市『国際物流特区』では、検査の迅速化や通関との連携強化、水先制度の見直し、外国船舶による国内輸送の実施に向けた特例措置などを提案・実現することで、国際コンテナを中心とした港湾取扱貨物の増加と背後地域を含めた臨海部の活性化を図ります。</p>
1430	14302010	日高港を活用した地域産業の活性化構想	<p>【構想の概要】 日高港（塩屋地区）を開港、出入国港、植物検査港に指定し、輸入木材船等の入港手続簡便化を図ることにより、他港との競争力を強化し、原木を中心とした港湾取扱貨物の増加と、背後地域の産業の活性化を図る。</p> <p>【適用する支援措置】 外国貿易を対象として整備した港湾については、供用開始以降、外国船舶の定期的な入出港が認められる場合、速やかに、開港指定、出入国港指定、植物検査港指定を行うよう、運用を見直しする。</p> <p>【支援措置適用スケジュール】 平成17年度当初から</p> <p>【地域の特性】 日高港は、御坊</p>		<p>日高港は、国の重要港湾に指定され、外材直輸入を主眼において整備された港湾であるにもかかわらず、開港、出入国港、植物検査港に指定されていない。このため、日高港へ原木を輸入するためには、多くの手続を他港で行った後、入港する必要がある。水深等施設面では問題がないにもかかわらず、法的規制のみで利用者に余分な負担を強いることになる。上記指定港となるためには、外国船入港等の実績が必要であるが、地方の新しい港である日高港にとっては困難である。そこで、無条件で開港、出入国港、植物検査港に指定し、手続簡便化を図ることが必要</p>	和歌山県	和歌山県	日高港を活用した地域産業の活性化構想	<p>日高港を活用した地域産業の活性化構想</p> <p>【都道府県名】 和歌山県</p> <p>【申請主体】 和歌山県</p> <p>【構想の範囲】 和歌山県御坊市の区域の一部（日高港地域の一部）</p> <p>【構想の概要】 日高港（塩屋地区）を開港、出入国港、植物検査港に指定し、輸入木材船等の入港手続簡便化を図ることにより、他港との競争力を強化し、原木を中心とした港湾取扱貨物の増加と、背後地域の産業の活性化を図る。</p> <p>【適用する支援措置】 外国貿易を対象として整備した港湾については、供用開始以降、外国船舶の定期的な入出港が認められる場合、速やかに、開港指定、出入国港指定、植物検査港指定を行うよう、運用を見直しする。</p>

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1635	16351010	ベリー輸入における植物防疫法規制緩和	<p>提案1</p> <p>現在、我が国の植物防疫法(第8条・7項)では、新たに外国産の新種ベリー種を輸入するにあたり植物防疫所管内の国の隔離ほ場で、基本として1年以上の隔離検査が義務付けをされている。</p> <p>植物防疫法では、ベリー種に関しては、苗のほか無菌的に組織培養された物についても規制対象となり、本来ウイルスフリーであり、安全であるものが、規制の対象になっている。無菌的に組織培養した品種に対しては輸出国の無菌で組織培養された証明書があり、輸入後一定期間(1~2ヶ月)の隔離栽培期間で栽培期間の短縮をする特例措置を希望します。</p>	<p>新たな地域再生の事業として果実類のベリー(ブルーベリーなど)を利用した特産品作りに関して、早期に様々な国のベリー原種及び品種改良品種を輸入し、様々なベリーを育成栽培することで、本格的観光農園及びベリーの生産拠点、情報発信基地としての地域再生を目指す神奈川県相模原地域で事業化を目指している。</p> <p>現状の植物防疫法の通り、国のほ場での隔離栽培を行うことで事業化のスピードが遅れることが予測される。</p>	<p>植物防疫法(第8条・7項)では、新たに外国産の新種ベリー種を輸入するにあたり植物防疫所管内の国の隔離ほ場で、基本として1年以上の隔離検査が義務付けされている。本来ウイルスフリーであり安全であるものが、規制の対象になっているが、根拠として、過去ウイルスフリーでありながらウイルスが発見された事例が根拠になっているとの見解である。検査工程として、無菌培養された品種を培養施設内で検査した後、改めて地植えし基本の1年以上の期間が必要との見解である。</p> <p>植物防疫法では、ベリー種に関しては、植物体と明記されているだけで無菌的に組織培養された物に関して明記が無いが解釈で規制対象になっている。弊社が日本大学生物資源科学部の先生に確認したところウイルスフリーであれば、培養施設内で1~2ヶ月の間にカビなどの異常が無ければ問題ないのではないかとコメントをいただいています。</p> <p>(確認は農林水産省横浜植物防疫所 業務部 種苗担当者の方に確認しています)</p>	神奈川県	株式会社アムコ	ベリーの里構想	<p>日本では、ベリーの認知は低いが、欧米ではベリー市場が古くから形成されている。近年ブルーベリーが、目に良いとされ市場が拡大されているが、日本を始め世界には、機能性が高く食材としても成り得るベリーが数多くある。それらベリーを利用した第一弾としてニュージーランド産のボイセンベリーを滋賀県安曇川町で平成15年より地域再生事業として開始した。第二弾として、神奈川県相模原地区内の遊休地で、様々なベリーを一箇所に集めた栽培、情報発信の基地(ベリーの里)とすることで、新たなベリー市場を創出することが出来る。基本として遊休地の利用及び新産業創出を地元の農産学官との連携で創出することである。</p>
1635	16351020	ベリー輸入における植物防疫法規制緩和	<p>提案2</p> <p>国のほ場が全国に4箇所しかなく又、栽培面積の制限があることから、無菌的に組織培養され輸入された品種に関しては、国のほ場施設と同等の設備を有する研究機関又は民間に隔離栽培の業務委託出来る特例を希望します。</p>	0	<p>隔離栽培は、国のほ場が基本だが、一部民間委託している植物あり(球根類/サトウキビなど)</p>	神奈川県	株式会社アムコ	ベリーの里構想	<p>日本では、ベリーの認知は低いが、欧米ではベリー市場が古くから形成されている。近年ブルーベリーが、目に良いとされ市場が拡大されているが、日本を始め世界には、機能性が高く食材としても成り得るベリーが数多くある。それらベリーを利用した第一弾としてニュージーランド産のボイセンベリーを滋賀県安曇川町で平成15年より地域再生事業として開始した。第二弾として、神奈川県相模原地区内の遊休地で、様々なベリーを一箇所に集めた栽培、情報発信の基地(ベリーの里)とすることで、新たなベリー市場を創出することが出来る。基本として遊休地の利用及び新産業創出を地元の農産学官との連携で創出することである。</p>
1155	11552010	退職者(OB職員)を対象とした嘱託員によるCIQ体制の整備	<p>開港となった場合、新たにCIQ関係職員を配備する必要があるが、地方港湾等への配備については、人員の確保・調整が容易でないことが予想されることから、退職者(OB職員)を対象とした嘱託員によるCIQ関連業務の実施を提案する。</p>	<p>七里長浜港の開港による取扱貨物量の拡大及び同港背後圏域における各種事業の振興。</p>	<p>CIQは、それぞれ所管官庁が分かれており、人員配置の調整等が困難であるため。</p>	青森県	青森県	七里長浜港を中核とした国際物流活性化構想	<p>本構想は、七里長浜港を開港することにより、取扱品目の制限が解除されることで、取扱貨物量の増大を図り、同港背後圏域において既存の特例措置を活用しながら実施する廃自動車リサイクル事業、廃棄物処理センター事業、溶融炉の熱源を利用した水気栽培農場事業等の振興を目指すものである。</p> <p>このために必要な措置として、開港指定条件の緩和及びCIQ体制の整備を提案するものである。</p>

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1047	10471010	青少年健全育成など公益的観点での家畜排せつ物処理の特例措置	「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」において、一定の基準(堆肥舎内で半年間一次処理をした物を用いること、近隣の同意、関係する水利権者の同意、定期的な地質調査による土壌汚染の監視など)と、その目的が公益上有意義とされる場合に限り、同法による規制の例外を認める	家畜排せつ物の自然放置により、良質の堆肥が生成される。そこで、子ども達の健全育成などの公益活動を目的としてカブト虫を飼育し配布を行うことにより、少子化社会における青少年の健全育成、ひいては地域社会の活性化に寄与するものである。	私は、酪農業を営む傍ら、家畜の糞を利用したカブト虫の飼育を行っており、子ども達の健全育成に少しでも寄与できればとの思いで、永年に亘って、そのカブト虫を小学校、保育園、幼稚園等に寄贈している。しかし、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が本年11月より施行されることとなり、現在行っている堆肥づくりができなくなりカブト虫の飼育についてもできなくなる見込である。そこで、一定の基準(堆肥舎内で半年間一次処理をした物を用いること、近隣の同意、関係する水利権者の同意、定期的な地質調査による土壌汚染の監視など)と、その目的が公益上有意義とされる場合に限り、同法による規制の例外を認めることを提案するものである。	福岡県	内田龍司	久留米カブト虫特区	私は、酪農業を営む傍ら、家畜の糞を利用したカブト虫の飼育を行っており、子ども達の健全育成に少しでも寄与できればとの思いで、永年に亘って、そのカブト虫を小学校、保育園、幼稚園等に寄贈している。しかし、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が本年11月より施行されることとなり、現在行っている堆肥づくりができなくなりカブト虫の飼育についてもできなくなる見込である。そこで、一定の基準(堆肥舎内で半年間一次処理をした物を用いること、近隣の同意、関係する水利権者の同意、定期的な地質調査による土壌汚染の監視など)と、その目的が公益上有意義とされる場合に限り、同法による規制の例外を認めることを提案するものである。
1448	14481010	競馬イベントに対する規制、基準の緩和の特例措置の創設	競馬は、身近に馬に親しむ観客数2万人を超える本町の主要なイベントで、馬産振興、地場産品の振興と併せて本町の地域活性化に寄与してきた。今後、地域独自の計画に基づき観客が地場産品を景品とした複数(10レース)勝馬投票券が手軽に購入できる方法を確立し、運営財源確保による競馬イベントの安定継続を図るため、中央競馬、地方競馬の他にイベント競馬に対する規制、基準の緩和の特例措置を設けてほしい。	競馬は昔から馬の産地で、昭和8年に1周1,100mの馬場が農家の手によって造成され、ここで草競馬が行われていたことから軽種馬の生産も盛んとなった。また農家の希望で軽種馬農業協同組合が組織され預託場の経営を始めたことから全国津々浦々から調教、休養のための預託馬が集まった。しかしながら、バブル崩壊による景気低迷の社会変化は馬産地にとって、衰退の一途を辿っている。その中で競馬は、生産者を含めた競馬運営委員会によって昭和57年に復活させたもので、身近に馬に親しむ観客数2万人を超える本町の主要なイベントである。運営費は、勝馬投票券その他これに類するものを販売して競馬を行うことは規制されているため、補助金、協賛金、広告料が主な収入源であるが補助金削減、広告料の収入減などで存続が厳しい状況になっている。そこで、中央競馬、地方競馬の他にイベント競馬の特例を設け、観客が地場産品を景品とした複数(10レース)勝馬投票券が手軽に購入できる方法を確立し、運営財源確保によってイベントの安定継続を図る		宮崎県	競馬運営委員会	競馬イベント特区	競馬は、身近に馬に親しむ観客数2万人を超える本町の主要なイベントで、馬産振興、地場産品の振興と併せて本町の地域活性化に寄与してきた。今後、地域独自の計画に基づき観客が地場産品を景品とした複数(10レース)勝馬投票券が手軽に購入できる方法を確立し、運営財源確保による競馬イベントの安定継続を図るため、中央競馬、地方競馬の他に新たなイベント競馬の実施に関する特例措置の創設。
1583	15832010	主要農作物種子審査員制度の拡充	主要農作物種子法では、主要農作物(米・麦・大豆)のほか審査、生産物審査を行う審査員は都道府県の技術員と規定されているが、米麦の検査を規定した農産物検査法では(旧食糧事務所の検査官)から農協等による民間検査に移行が進んでいること等に鑑み、農協等の営農指導員、農業改良普及職員等のOB等の技術を要する都道府県職員以外の者も審査員として指定できる制度に拡充されることを要望します。	種子審査員委嘱範囲の拡充	・トレーサビリティの取組を背景に主要農作物の種子需要が増大しているが、農業改良普及職員等の都道府県職員に限定されている現行の審査制度においては、十分な審査体制がとれないのが実情である。 ・現行では種子審査補助員制度が認められているが、権限に限りがあり、種子審査員の人数が採種事業の拡大の制限要因となっている。	三重県	三重県	新しい「三重の米(水田農業)」戦略	三重県内の農業者、生産団体が、自主的、主体的にそれぞれの地域の米づくり(水田農業)のあり方を考え、「食の安全・安心」、「地球環境にやさしい農業への転換」という課題に的確に対応した産地づくりを進めていく上で指針となる『新たな「三重の米(水田農業)」戦略』を作成しました。今後、平成22年度を目標に、①県民(消費者)に信頼される三重の米づくり、②担い手が育つ三重の水田農業づくり、③中山間地域が生き生きとした三重の水田農業づくりの3つを理念として掲げ、具体的な施策展開を図っていきます。その中で今回の支援措置を受けることで、産地間競争に打ち勝つ三重の米・水田農業を形成していきます。
1005	10051020	農地法では農業法人の要件として農業及び関連事業の売上が過半である事としています。	堆肥生産も関連事業ですが原料としての廃棄物の処分も関連事業として認めてください。	廃棄物を処分し堆肥化することで農業は安定した収入を確保する事が出来ます。この収入を原資に農業に再投資し自立型農業が出来、社会的責任を果たす事で人材も確保する事が出来ます。	戦後農業政策は猫の目農政と言われるくらい変動してきました。このため殆どの農業者は自分で考えて行動する事を忘れてしまいました。また現在の平均耕作面積では採算に乗ることは難しく発想の転換が必要です。農業を最終顧客である消費者の要望を叶えるサービス産業として捉え、農業に適した新しい収入源を確保しなければなりません。その手段として食品リサイクル法で義務付けられている動植物性残渣(生ゴミ)のリサイクル代行事業です。これは農業に最適な事業です。自分達の農地に使用する堆肥を安全で安心なものとして作らない農業者がいるでしょうか。しかも新しい社会的責任を担いながら農業に再投資する収入を得るのです。これにより農業を自立自立的六次産業化します。	愛媛県	(有)フォレストファーム	畜糞・生ゴミ混合堆肥化による地域内循環地産地消型農業システム化構想	食品リサイクル法の施行で年間100トン以上生ゴミを排出する事業者はリサイクルを義務付けられました。排出事業者に代わり(有)フォレストファームが農業系バイオマス資源と混合し、安全で良質な堆肥を農業者が自給する地域内循環堆肥化システムを作り、消費者が望む減農薬・減化学肥料農業から有機複合農業を地産地消により実現します。農業が新しい社会的責任を担い、新しい収入源を確保して自立する農業へ転換します。生ゴミを清掃工場で焼却せず、地球温暖化ガス(炭酸ガス)が発生しない自然発酵堆肥生産は地球環境にもやさしい環境保全型農業の第一歩です。
1005	10052020	農業生産法人の経営安定化・自主自立を促す為関連事業の範囲を少しでも広げる。	堆肥が農業用資材である以上その原料として動植物性残渣を堆肥化処理して収入を得たとしてもそれも関連事業に含めるべきです。	産業廃棄物の畜糞と一般廃棄物の生ゴミ(動植物性残渣)を畜糞堆肥化施設での混合堆肥化処理の実施	農業生産法人が自主自立し動く為には関連事業などの解雇力強化が欠かせません。経営安定の為、持続的に農業に再投資する仕組みが必要です。	愛媛県	(有)フォレストファーム	畜糞・生ゴミ混合堆肥化による地域内循環地産地消型農業システム化構想	食品リサイクル法の施行で年間100トン以上生ゴミを排出する事業者はリサイクルを義務付けられました。排出事業者に代わり(有)フォレストファームが農業系バイオマス資源と混合し、安全で良質な堆肥を農業者が自給する地域内循環堆肥化システムを作り、消費者が望む減農薬・減化学肥料農業から有機複合農業を地産地消により実現します。農業が新しい社会的責任を担い、新しい収入源を確保して自立する農業へ転換します。生ゴミを清掃工場で焼却せず、地球温暖化ガス(炭酸ガス)が発生しない自然発酵堆肥生産は地球環境にもやさしい環境保全型農業の第一歩です。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1413	14131010	焼酎原料用かんしょ安定供給等体制構築特区	農地法・農業経営基盤強化促進法の農業生産法人の構成員(出資者)の要件緩和し、焼酎メーカーなど食品産業(農業関係以外の出資者)が農業生産法人の構成員となる場合の出資割合は、総議決権に対し、合計で4分の1以下、1出資者当たり10分の1以下とされている。平成15年から、認定農業者となった農業生産法人については、農業関係以外の出資者の出資割合が総議決権の2分の1未満まで緩和されたが、これをさらに緩和して制限を加えないようにする。	農地法・農業経営基盤強化促進法では農業生産法人への出資の要件緩和して、制限を加えず、焼酎製造メーカー等食品産業の農業生産法人への参画を促す。これにより、焼酎メーカーが必要とする原料用かんしょの計画的な生産振興が可能になるとともに、焼酎王国宮崎の確立に寄与することができる。また、異業種からの農業参入が容易となり、農業の担い手育成の一助となる。	現在、焼酎の原料用かんしょが不足してきており、焼酎製造メーカー等が計画的な生産を行う必要がある。	宮崎県	宮崎県	焼酎原料用かんしょ安定供給等体制構築特区	農地法では農業生産法人への出資の要件として、農業関係者以外の者の出資割合を総議決権の4分の1以下、1出資者当たりは10分の1以下とされている。平成15年の農業経営基盤強化促進法の改正により、農業経営改善計画の認定を受けた認定農業者である農業生産法人については、認定期間中、計画に記載された農業関係者以外の者の出資割合が総議決権の2分の1未満、1出資者の制限割合も適用されないこととなった。今回、それをさらに緩和して、農業生産法人の必須の構成員である常時従事者が出資する額を除き、県内地場企業(食品加工・焼酎製造メーカーなど)に出資割合制限を加えず、より容易に農業生産法人を設立することを可能とする。
1655	16551010	農地法に規定された農業生産法人の構成員要件についての規制緩和	農地法に規定された農業生産法人の構成員要件について農業者や農業関係者以外の議決権を過半にする。	株式会社中伊豆志太農場が伊豆特産の醸造用ぶどうや野菜、ベリー類の小果樹等農産物の栽培、新鮮な生での販売は勿論ジャム、缶詰等への加工、そして販売をおこなう。さらに農地を利用したあらゆるビジネスを実施する。	農業生産法人の構成員要件を緩和することにより、時代の変化に素早く対応しより効果的な経営と良質の資本の投入により健全な会社経営を実現するため。	静岡県	株式会社中伊豆志太農場	伊豆特産アグリビジネス構想	農業生産法人における構成員要件に関する規制を緩和し、時代の変化に素早く対応し、より効果的な経営と良質の資本の投入により、健全な会社経営を実現したい。
1146	11461010	農業生産法人における構成員要件の緩和	農業生産法人の構成員は、農地法第2条第7項第2号により ① 農地の権利提供者 ② 農業の常時従事者(年間60日以上) ③ 農地を現物出資した農地保有合理化法人 ④ 地方公共団体、農業協同組合、同連合会 ⑤ 産直相手の消費者や農作業の委託者、スーパー、食品流通業者など3年以上の契約を締結し、法人と継続的取引関係にある個人・法人及び新技術の提供を行う企業などに限定されている。 特例措置として、農村の字、自治会、学区等日常生活圏を構成する区域で農業生産法人を設立する場合において、農業を基盤とした地域づくりの観点から、地域内の全戸が構成員になる必要がある場合は、上記に該当する者の割合を2/3以上とする。	農村集落の地域全体で農業生産法人を設立し、農業及び農業関連事業を営む計画があるが、現行法令では、農業の常時従事者等でない世帯は構成員になれず、出資すらできない。 地域内で法人が円滑な事業運営をするためには、農業を基盤とした地域づくりの観点からは、地域の全世帯が関与することが不可欠であり、農村の字、自治会、学区等日常生活圏を構成する区域において、全戸が構成員になる必要がある場合においては、特例措置として農地法第2条第7項第2号の要件を満たす者の割合を2/3以上とする。	法人が農地の権利を取得できるかどうかについて、構成員を農業の常時従事者等に限定しなければならないとする規定は、社会情勢や地域の実情に即していない。農村においては、兼業農家で、かつ農作業受委託等で、実質的に農業の常時従事者でない農家も増えている。 農業を基盤とした地域づくりの観点から、地域全体で農業生産法人を設立することは、農村を維持・発展させる有効な施策であり、地域全体での農業生産法人の設立にあたって、農業の常時従事者でない世帯等について、出資者にもなりえないとする規定は、農村の育んできた地域づくりを阻害することになる。 また、構造改革特区において、農業生産法人による農業関連事業の拡大について、農村滞在型余暇活動に利用されることを目的とする施設の設置及び運営並びに当該活動を行う者を宿泊させ、当該活動に必要な役務を提供する事業を追加できることとなったが、農業に加えて、このような農業関連事業も行う農業生産法人を地域の全世帯の関与により設立することは、地域ぐるみの農村滞在型余暇活動にとって有用なことである。しかしながら、このような農業生産法人の設立においても、農業の常時従事者等以外の出資者として参画できないことになり、地域ぐるみの取組みを阻害することになる。 本市では、農業生産に加えて農村滞在型余暇活動施設の運営を行う法人を、地域づくりの観点から地域の全世帯の出資で設立する計画があるが、農地法第2条第7項第2号に該当しない世帯は出資ができないこととなり、当該規制が地域全体の取組への阻害要因となっている。	京都府	京都府舞鶴市	まいづる農業再生・農村創造特区	農業分野への新たな企業の参入を可能にするとともに、新規就農者等が農地の権利取得しやすいうように下限面積の緩和措置を行い、地域農業の再生を図る。 また、農業生産法人の行う農業関連事業の拡大、構成員要件の緩和による民間活力を導入するとともに、多様な開設者による市民農園の拡充及び農家民宿開業の負担軽減などにより、魅力ある農村交流空間を創造する。 本構想では、新たな規制改革事項の提案として、農業生産法人の構成員要件の緩和を行い、地域全体で農業生産法人を設立し、農村滞在型余暇活動施設の運営を円滑に行うことを想定している。
1012	10121010	トキの餌場として、休耕田や放棄水田を農家以外のNPO等が水田として復元し管理することを可能にする特例	トキの野生順化に伴って、その餌場として水田を復元する場合には限り、農家以外の第三者使用を認める手続きの簡略化	かつてトキが多く生息していた小佐渡の山間部には放棄水田が多く、トキの放鳥が予想される地域では、かつてのようなサワガニやドジョウなどの生息する沢や水田、水路が重要となる。しかし高齢化が進行している中山間地では、かつてのような水田耕作や維持管理は困難となっている。トキの自然復帰や自然農法などを支援する人たちが、その放棄水田を復元し、トキの餌場を提供すると同時に、グリーンツーリズムの一環として体験農業の場として活用できるようにする。それによって都市と農村の交流も活発となり、自然再生と地域再生の両方が可能となる。	現状では農地の第三者利用が困難	新潟県	新潟県新潟市 株式会社グリーンシングマ	佐渡島全島世界遺産登録へ向けての活動計画	「佐渡全島世界遺産登録へ向けての活動計画」の目指すものは、朱鷺が野生復帰できる共生環境の復元と、近代の産業遺産を含めた佐渡金銀山や歴史的街並みの保全整備を柱とした世界遺産登録への活動指針を策定することにある。これは持続可能な社会実現のための先進的なモデルづくりと、自然景観と地域文化を体験してもらおう本来の観光交流の推進を同時に目指すものである。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1040	10401010	農業生産法人以外の株式会社の農業経営が可能とする農地法の特例措置	現在、一部の構造改革特区を除き、農業生産法人以外の株式会社が直接、農地を賃借して農業を営むことが農地法により規制されています。構造改革特区以外においても、株式会社が直接農業を営むことができることを要望します。	当社は、浜松市を中心に食品の製造販売を行っている会社です。「21世紀の食と健康をプロデュースする」をモットーに商品の完全健康宣言をしています。「食は命の源なり」という言葉があります。私たちはその言葉どおり食を通して健康を追求する会社です。静岡県内に10店の路面店と32店のスーパー・量販店内店、介護施設内の食事サービスを行っています。会社の商品づくりの際の「完全無添加」への徹底しています。また、低農薬・無農薬栽培の農産物にこだわり、安全な農作物の利用を進めています。この試みを更に前進するために自社農園の運営を考えています。有機栽培の手本となる農園を将来運営したいと考えています。また、農園には、観光レストラン等 市民の憩いの場を提供します。体の不自由な方も積極的に参加していただける組織を作ります。また、食品の製造業として残渣を堆肥として再生して、ゴミの削減をします。	現在、一部の構造改革特区を除き、一般の株式会社が直接農地を賃借することが、農地法によりできません。当社は、浜松市において、行政当局に特区の可能性について要望をしましたが、現時点では、行政主体の特区の申請に到っていません。株式会社の外郭組織として農業生産法人の設立も検討していますが、株式会社の出資比率が制限されており、主体的な経営が難しく、当社の理念を将来的に維持し、運営することが難しいと認識しています。農業を営むには、当社の加工工場・店舗の至近である必要がありますので、他地域の構造改革特区を利用する効果がありません。特区における株式会社の農地の利用を浜松市にも適用いただくか、当社を、特区にこだわらず、農業を直接営める企業として認定していただきたく御要望し、提案いたします。	静岡県	株式会社知久	当社(株式会社)は、農地を賃借し、有機農産物を生産する農業を直接行う。その農場で生産した安全な農作物を材料とし、自社工場加工し、販売する。自社工場での食品製造過程と店舗での販売時に発生する食品残渣を堆肥化し、自社直営農場で活用する。農場では福祉施設と連携し、障害者に農業を通じて社会参画を促す。又、地域農家と協力し、有機農産物の栽培を促し、地産地消により、地域農業の振興に貢献する。更に、農業公園も整備し、市民の憩いの場所を提供する構想	現在、一部の構造改革特区を除き、一般の株式会社が直接、農業を営むことが農地法により規制されています。特区以外においても、株式会社が直接農業を営むことができることを要望します。予定場所としては、浜松市和合町の遊休農地です。この地域はかつては、農業が振興されていた地域ですが、後継者問題により、荒廃した農地が広がってきています。また、この地域には、小規模授産所、高齢者福祉施設等も存在し、地域と連携し、障害者の仕事の創造と農業による社会への参画を促します。また、地域の荒廃した山林を整備し、農業公園・レストランの運営・陶芸等が楽しめる市民の憩いの場所を提供します。この農地では、食品の製造過程から出る食品残渣を堆肥化し、生ゴミの削減と再生を致します。
1256	12561010	農業生産法人以外の法人による農地取得	農業生産法人以外の法人(一般企業)が、我孫子市が推進する「谷津ミュージアム事業(自然を保全・再生・活用し、36.7haの区域を野外博物館としていく事業)」に協力・貢献する場合に限り、農地を取得できるようにする。これらの農地を市を経由して、事業の推進に賛同する個人やNPO等の市民団体に貸し出しできるようにする。	我孫子市が進めている「谷津ミュージアム事業構想」区域にある一般企業の仮登記請求権を有する農地について、事業構想に沿って保全・再生・活用を行う場合に限り、一般企業への所有権移転を可能にする。これにより、当該区域における休耕田の所有関係が明確になり、市がこれらの休耕田を借り受け、事業に賛同する個人やNPO等に貸し出すことができるようになる。水田の復田等が可能となり、市が目指す事業構想の実現につながる。		千葉県	千葉県我孫子市	我孫子市谷津ミュージアム事業推進特区	我孫子市が進めている「谷津ミュージアム事業構想」は、我孫子市岡発戸・都部地域に残る貴重な谷津の自然を保全・再生・活用し、「野外博物館」としていくものです。この構想を実現するためには、休耕田や放棄水田を復田することが必要不可欠です。そのため、事業構想区域内にある一般企業の仮登記請求権を有する農地について、この構想に沿った農地の保全・再生・活用を行う場合に限り、農地法第3条第2項第2号の2の規定を緩和し、所有権の移転を可能にするとともに、市長の承認を得て、事業の推進に賛同する個人やNPO等の団体に農地を貸し出しできるようにする。
1347	13472021	「農業ベンチャー」の育成に関して農地法等の許認可権限の移譲	(前半部分) ○幅広い層の企業や個人が農業分野に積極的に参入できるよう規制緩和を進めること(たとえば農業生産法人の要件の大幅緩和) ○地域の実情を踏まえた「農業ベンチャー」の育成が行えるよう農地法、農業経営基盤強化促進法等に関する許認可権限を国および府県から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	○農村部における新たな雇用の受け皿となる「農業ベンチャー」を育成し、都市部から農村部へ就業者、資金、経営ノウハウ等を移転するとともに、幅広い層の企業や個人がベンチャー精神を発揮して農業分野に積極的に参入できるようにする。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、それを後押しするためにも雇用のミスマッチが発生し、景気回復局面を迎えても高止まりしている失業率を改善することが重要である。特に、都市と農村が近接している関西においては、双方を対象とする広域的な雇用政策を講じることが新たな事業や雇用の創出につながる。 農業分野では就業者の高齢化問題が深刻化しており、従来のU、J、Iターン事業では農業分野の発展のうえに限界がある。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	都市と農村を通じる広域的雇用政策の推進と「農業ベンチャー」の育成	○都市部と農村部を抱える関西全体で一体的・広域的な雇用政策を行うとともに、農村部における新たな雇用の受け皿となる「農業ベンチャー」を育成する。 ○求人情報の共有化、職業訓練の専門化、転居を伴う就業の支援、民間の職業紹介会社の活用など求職者のニーズに合った雇用政策を広域的に展開する。 ○「農業ベンチャー」を育成し、都市部から農村部へ就業者、資金、経営ノウハウ等を移転するとともに、幅広い層の企業や個人がベンチャー精神を発揮して農業分野に積極的に参入できるようにする。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」
1263	12631031	農地法の規制緩和	・遊休農地有効活用を図るため、農地の賃借について、NPO法人及び株式会社の参入を可能とする。	・NPOや株式会社等に対し、農地の賃借を行い、市民農園事業の展開や遊休耕作地の有効活用を図る。		青森県	青森県八戸市、(仮)NPO法人「農援隊」	はちのへ農援隊特区構想	基幹産業が農業である近隣町村と八戸市など都市部の持つ「マンパワー」などを町村の地域資源と結びつけることで、農業関連ビジネスの振興を図り、生産者の所得向上につなげる。 NPO法人や株式会社の農地取得容認、農家民宿における簡易な消防設備での容認、酒税法緩和による濁酒やワイン醸造、販売、地産地消をキーワードとした農産品や加工品の宅配に限り、自家用貨物自動車の有償運送事業を容認等を導入により、当該地域の活性化を図る。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1486	14861010	農業生産法人以外の法人の農業への参入容認と同法人による酒税製造免許の最低製造数量基準の特例	遊休農地の活用と民間活力の利活を図ることを念頭に、農業の活性化、地域雇用の促進、農作物の地産地消、顔の見える安全安心な食の推進、新たな地域資源の創出といった観点から、農業生産法人以外の法人が農業へ参入し、且つ、その法人が生産した農作物を原材料として同法人が酒類を製造し、直営の飲食店で提供することを可能とする特例。 現行の規制の特例を一体的に活用した特例とすることで手続きの簡素化を図り、同時に現行の特例に付された条件を緩和し、本地域における「農と食と環境の循環」の推進に寄与する法人であれば積極的に参画することを可能とし、地域の雇用拡大を促すための特例とする。	「農と食と環境の循環」構想のひとつの施策として、農作物の地産地消、顔の見える安全安心な食の提供を目的に、農業生産法人以外の法人が遊休農地を活用し、酒類(ビールやぶろく)の原材料や酒類に合う食物の原材料を生産し、2次加工物としての酒類や食材を自らが経営する飲食店で提供する。		愛知県	愛知県豊川市、ひまわり農業協同組合、豊川至徳地区農政企画協議会	アグリートエコサーキュレーション構想～農(agriculture)と食(eat)と環境(ecology)の循環(circulation)によるまちづくり～	消費者が求める「食の安全安心」に対応するため農産物の認証・表示制度を創設し、高い水準の認証を得るために、当該事業に併せて良質な有機堆肥の製造事業を行うが、堆肥の原材料には生ごみや剪定枝、畜産糞尿などを活用し、生ごみ削減という環境問題に配慮する。このように「農」と「食」と「環境」を循環させ、生産者、消費者、地域の農協や企業、自治体が一体となって支援することで、次世代型の農業振興を図る。その他、農業就業支援センターや市民農園、農業体験公園などの包括的な整備や、地場産農産物による地域の新たな特産品となりうる2次加工物の創造・販売を通じ、「農」と「食」をテーマにした地域の活性化と雇用の促進を図る。
1389	13891010	遊休農地の解消及び地域資源を活用した地域活性化策	休耕地の活用を図るため、農地所有者と農業生産法人以外の法人が賃借の契約を行う場合、現在の特区の拡大を図り、自治体が仲介せず、直接農地所有者と農業生産法人以外の法人が賃借の契約することを可能とする。 (現行) 農地所有者から農業生産法人以外の法人が休耕地の賃借する場合は、特区として認定を受けた地方自治体が農地所有者から休耕地を借り受け、さらに農業生産法人以外の法人に対し貸し付けるという特区が認められている。	直接農地所有者と農業生産法人以外の法人であるNPO法人が直接賃借に関する契約を行うことにより、休耕地活用という事業の迅速化が図られ、また併せて仙台都市圏に近いという地理的条件を生かしながら、多種・多様な交流事業を推進できる。 また、島民が将来にわたり、各種の振興施策と相乗的に展開することにより、地域の自立的発展と魅力的な地域社会の形成を図ることができる。		宮城県	宮城県塩竈市	浦戸諸島活性化特区(休耕地の活用)	本市の浦戸諸島地域は、休耕地の増加や著しい人口減少が課題となっている。休耕地の活用と地元活性化を図るため、島民も含めたNPO法人が設立され、島をフルオープン花、果樹木類が、咲き・実らせる観光農園を目指すフラワーアイランド構想に取り組んでいる。 今後、事業展開を図るため、離島という特異性や高い高齢化率、設立されたNPO法人は、地元活性化が目的であること。また、休耕地の賃借世帯が多く、その事業展開が強力に推進するためにも、自治体が仲介せず、直接農地所有者と農業生産法人以外のNPO法人が直接賃借に関する契約を行うことができる特区の拡大を実施し、この地域の活性化に繋げていきたい。
1025	10251010	農村定住に伴う農地の権利取得後の下限面積要件の緩和	集積困難な小規模農地について、農地取得の下限面積の緩和(5a以上、10a以下)により、遊休農地の予防、就業機会の拡大、既成農村集落の活性化を図る	集積困難な農地(下限面積5a、上限面積10a)を対象に、サラリーマン等の非農業者が耕作と定住を希望すれば、当該農地権利取得を可能とし、5年間耕作後、残地の営農を条件に、取得した当該農地面積の2分の1以内を限度に、自己居住用住宅建設用地として農地転用し、農村集落内に定住するものとする。	既成農村集落内には、住宅や公共物に囲まれた集積困難な農地が点在している。これらの農地は、近い将来、担い手不足等により、遊休農地化する恐れがある。また、高齢化等により、農村集落の人口減少が予想され、農村集落の衰退が懸念される。 一方、サラリーマン等の非農業者で農業や土に親しむ生活を望む者も増えており、小規模農地の担い手として期待できる存在といえる。新規就農者による営農により、集積困難な農地の利用促進を図り、既成農村集落の活性化を促進する。	群馬県	群馬県館林市	農村定住に伴う農地の権利取得後の下限面積要件の緩和	集積困難な農地(下限面積5a、上限面積10a)を対象に、サラリーマン等の非農業者が耕作と定住を希望すれば、当該農地権利取得を可能とし、5年間耕作後、残地の営農を条件に、取得した当該農地面積の2分の1以内を限度に、自己居住用住宅建設用地として農地転用し、農村集落内に定住するものとする。
1222	12221010	うすきかぼす産地再生事業	農地法第3条による農地の所有権の移転又は賃借の契約を結ぶ場合、合計面積が40a以上とならなければならない。臼杵市の特産であるカボス栽培に限り、10a以上であれば、賃借ができるよう、規制の緩和を提案したい。	定年帰農者へカボス栽培を推進すると共に、農地を持たないカボス栽培希望者の新規参入を取り組みやすくしたい。カボス園の荒廃対策、担い手対策、生産量の増大につながると共に、カボス生産者の所得の向上が期待できる。又、完熟カボス(うすきいろかぼす)による加工特産品の商品開発がすすめられており、搾汁施設の導入と併せ、農協を通じた安定的な原料出荷体制の構築につながり、カボス産業の振興が期待できる。	現在、農地を持たない者が、農地を所有又は賃借により耕作しようとした時、農地法での契約は合計面積が40a以下ではできません。農地を守っていく上での政策ではありますが、定年後に非農家の市民が10aや20a程度の規模の耕作を希望しても農地法上の契約ができないため、行政も積極的な推進ができない状況です。カボスは臼杵市を代表する農作物であり、臼杵市のシンボルでもあります。しかし、栽培農家の高齢化により管理されていない園地が増えつつあります。カボス園地の流動化を進めていく中で、カボス栽培の担い手としての定年帰農者は貴重な担い手であり、新規にカボス栽培に取り組もうとする市民の方も同様です。今後、カボス栽培者の掘り起こしを進めていく上でも、カボス荒廃園地の増加をくい止めていく上でも、賃借契約の下限面積を10aまで引き下げることを実現したい。	大分県	大分県臼杵市	うすきかぼす産地再生事業	臼杵市では、農地法第3条による農地の所有権の移転又は賃借の契約を結ぶ場合、合計面積が40a以上とならなければならない。臼杵市ではカボス産地の再生のため、定年帰農者へのカボス栽培をすすめているが、農地を所有していない栽培希望者が、農地法の契約により農地を所有又は借りようとする時、40a未満の面積では契約できない。臼杵市の特産であるカボスの栽培面積の維持、生産量の増大、カボス産業の活性化のために、カボス栽培に限り10a以上であれば、賃借ができるよう、規制の緩和を提案したい。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1319	13191010	農地の取得・権利設定の際における下限面積要件の適用除外による農地の保全及び地域の活性化事業	市町村が、都市部や地域のニーズを活かしU・Iターン等による地域の活性化や農地の耕作放棄による荒廃を防止するためなどに必要と認められた場合には、その区域内の地理的・自然的条件、社会的条件の特殊性や土地利用の現状及び将来の見通しを勘案し、担い手への農地集積等に支障を及ぼさない範囲内で、市町村の自主的な判断のもとに、下限面積を適用除外する地域(字単位等)を定め、下限面積未満(10a以下を含む)でも農地取得等ができるようにする。	当県の中山間地域では、高齢化や担い手不足等により、地域の活力の低下や農地の荒廃化が進んでいる一方、都市部には豊かな自然の中で健康増進を兼ねた耕作や有機無農薬栽培などの安全な野菜作りを行いつつ田舎で生活したいといったニーズがあり、また地域には農業以外の産業従事者が耕作を行いたいというニーズがある。中山間地域の市町村が、このような都市部や地域のニーズを活かし、U・Iターン等による地域の活性化や農地の荒廃化を防止するため、遊休化の恐れのある農地などを有効活用できるようにする。具体的には、中山間地域には過疎化等により空き住宅が増えているが、これを移住希望者(定年退職者、農業以外に生業を持つ者等)に斡旋し住宅の近くの農地を耕作できるようにすることにより、田舎暮らしの魅力が増え移住が促進されると共に、地域の活性化や農地の保全が促進される。また、高齢化等により耕作できなくなった農地を近くの農業以外の産業従事者が耕作できるようにすることにより、農地の保全を図ることができる。なお、このような中山間地域の農地は、小規模で点在するなど条件が悪い農地が多いため担い手への利用集積の対象となる農地は少なく、耕作放棄地化が進んでいるが、このような農地を有効活用し地域の活性化と農地の保全を図ろうとするものである。	中山間地域の市町村が、都市部や地域のニーズを活かし、U・Iターン等による地域の活性化や農地の耕作放棄による荒廃を防止するため、遊休化の恐れのある農地などを有効活用したい場合に、下限面積要件が弊害となっている。現行の農地法では、農地を取得し又は権利設定する場合は下限面積が決められており、農地法の例外規定(集約的農業)に該当する場合や構造改革特区による場合においても10a以上の農地取得等が必要となっている。また、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画による権利設定は、農業を主たる事業とする者に対処できるものではない。第1次提案の際に農林水産省から「集約的農業や農用地利用計画の現行制度で対応可能」との回答があったが、農地法の例外規定(集約的農業)や農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積計画に基づく権利の移動等では、都市部や地域の10a未満のみの農地取得のニーズには対応できないと考えているが、仮にできるというのであればそのことを明確に通知していただきたい。	高知県	高知県、高知県大豊町、高知県佐川町、高知県梶原町、高知県東津野村、高知県栗山村	農地の取得・権利設定の際における下限面積要件の適用除外による農地の保全及び地域の活性化事業(現 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業)	現行の農地法では、農地の取得等の際には下限面積の要件があり、農地法の例外規定や構造改革特区による場合においても10a以上の農地取得等が必要となっている。当県の中山間地域では、高齢化の進行や担い手不足等により地域の活力の低下と共に農地の荒廃化が進んでいる一方、都市部には安全な野菜作りを行いつつ田舎で暮らしたいというニーズや地域には農業以外の産業従事者が耕作したいというニーズがある。中山間地域の市町村が、このようなニーズを活かし、地域の活性化や農地の耕作放棄による荒廃を防止するため、遊休化の恐れのある農地などを有効活用しようとする場合に、10a未満でも農地の取得等が可能になるようにする。
1407	14071010	新居浜市大島白いも特区	農地に関する権利取得に関する要件の緩和(常時従事要件の条件及び期限つき緩和)農地に関する権利の取得に際する下限面積要件の緩和(1アールの下限面積を設定)	離島の特性を活かした遊休農地対策を進めるために、島のサイズに適した農地の権利取得要件(常時従事規定並びに下限面積要件)を緩和し、NPOとの連携による新規耕作者の受入環境の整備を進め、白いもの生産から白いもの特産品(白いも焼酎)づくりまでの、多様な「農」との関わりによる地域独自のユニークな営農体制を確立し、地元農家、NPO、新規耕作者のコミュニティビジネスの展開による島の活性化、都市と農村の交流拡大、農地の保全、有効活用など魅力と活力ある島の再生を図る。		愛媛県	特定非営利活動法人GO ODWILL	新居浜市大島白いも特区	新居浜市の大島は、全国的な白いもの産地であるが、高齢化の進展と過疎化が進み、将来にわたり農業の担い手不足、遊休農地の増大が懸念されている。そこで、離島の特性を活かした遊休農地対策を進めるため、農地の権利取得要件(常時従事規定並びに下限面積要件を1a)を緩和し、NPOとの連携による新規耕作者の受入環境の整備を進め、白いもの生産から白いもの特産品(白いも焼酎)づくりまでの、多様な「農」との関わりによる地域独自のユニークな営農体制を確立し、地元農家、NPO、新規耕作者のコミュニティビジネスの展開による島の活性化、都市と農村の交流拡大、農地の保全、有効活用など魅力と活力ある島の再生を図る。
1263	12631032	農地法の規制緩和	・農地参入最低面積(5a)の撤廃を要望。	・NPOや株式会社等に対し、農地の賃借を行い、市民農園事業の展開や遊休耕作地の有効活用を図る。		青森県	青森県八戸市、(仮)NPO法人「農援隊」	はちのへ農援隊特区構想	基幹産業が農業である近隣町村と八戸市など都市部の持つ「マンパワー」などを町村の地域資源と結びつけることで、農業関連ビジネスの振興を図り、生産者の所得向上につなげる。NPO法人や株式会社等の農地取得容認、農家民宿における簡易な消防設備での容認、酒税法緩和による濁酒やワイン醸造、販売、地産地消をキーワードとした農産品や加工品の宅配に限り、自家用貨物自動車の有償運送事業を容認等を導入により、当該地域の活性化を図る。
1504	15042010	高齢者農業によるまちおこし	専業・兼業ともに農業従事者が高齢化し、農地が遊休化している。対照的に、企業等退職者は、小規模な範囲での農業生産に魅力を感じ家庭菜園に動かし、また、小規模生産者は、家庭菜園の延長で多品種栽培によるほか直接販売の余力もある。この力を農業生産と地産地消に活かしたい。このため農地法の貸付下限面積の撤廃を提案したい。自ら生産したものを地元消費者に販売し、さらに消費者との対話が生産意欲を掻き立てる。そして、ささやかな収入であっても、年金が減少する中で魅力ある収入となり、元氣老人復活である。	農地法改正による高齢者農業のまちおこし 1 専業農家や農業普及員による栽培技術の指導(年間栽培計画等) 2 遊休農地の把握と賃借契約 3 地産地消のため販売する用地等の確保 4 施設利用規約の策定 5 農産物加工生産グループの育成 6 PR	企業等退職者は、退職後家庭菜園等によって生きがいを見出すケースが当地方では多く見られる。しかし、農地の小面積の賃借は、農地法により規制され借りることができない。よって農地法の規制(下限)を撤廃し遊休農地の賃借を促進し、農地の遊休化防止と高齢者による農産物の生産、それによる地産地消及び高齢者の生きがい充実と収入の確保を図る。	福島県	福島県桑折町	高齢者農業によるまちおこし	企業等退職者は、退職後家庭菜園等によって生きがいを見出すケースが当地方では多く見られる。しかし、農地の小面積の賃借は、農地法により規制され借りることができない。よって農地法の規制(下限)を撤廃し遊休農地の賃借を促進し、農地の遊休化防止と高齢者による農産物の生産、それによる地産地消及び高齢者の生きがい充実と収入の確保を図る。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1299	12991010	農協が行える農業の経営	法規制の撤廃 農協が農業の経営を行う事により地域特に過疎地域においては必要不可欠な事項である。地域の中核を担う農協としては産業の中心である農業を支援する立場から組合員の金銭的負担を強いるより地域支援策として、草地の維持管理や耕作放棄地の発生を最小限に食い止める必要もあり先人が切り開いた農地を如何に維持して行くか、高齢化に伴い条件不利地の管理が疎かになりつつあることから、農協が農業経営を行う事により安心して農業経営を少しでも長く農業経営を継続し将来農地を手放す時に安心できるシステム作りとして、農協が農地の所有耕作を認めて貰えば地域の活性化につながり雇用の拡大と合わせて研修制度の確立など地域における産業を守る事につながる。	1) 酪農経営の実施 2) 耕作作業の実施 3) 農業研修事業 4) 市民農園の実施 5) 農業体験事業の実施 6) グリーンツーリズムの対応 7) その他付帯する事業	陸別町の実態からして高齢化は避けられない状況にあり加えて後継者がいない経営が多く経営者の平均年齢は55歳後半となっていることから、将来、折角先人が切り開いた大地が無惨に荒廃する恐れがあることから、色々な手続きを経なくても農協が農業の経営を行い地域の産業を守り強い地域を守る事が可能となる。農地を守り、地域産業を守る事が農協に課せられた課題と考える	北海道	陸別町農業協同組合	農協にも農業経営を行政庁の認可を受けずに実施する	陸別町は酪農が主産業であり酪農が衰退することは地域が衰退することになる。農協がいつでも農業の経営を開始できる体制を早急に立ち上げ酪農経営を開始することによって、地域の活性化につながりひいては牛乳の生産量を増加させることによって、共通経費の牛乳運送運賃等を値上げせずに現状維持を継続することができるし農協としても現状維持を継続でき賦課金や利用料を据え置いて行くことが可能となり組合員に負担を増加させずにやって行く事が可能となると見込めるまた高齢化によって農地を貸したくても借り手がいないなど農協への貸付も可能となれば安心して経営も1年でも長く継続してくれる事になる
1299	12992010	農協が農業の経営	・農協が農業の経営を行う事により、農業が持っている多面的機能を管理維持して行く事が可能となる ・耕作放棄地の発生を抑え折角の農地を維持管理することができる ・コントラクター事業と組み合わせることで飼料センターを構築し高齢者にも飼料を供給することによって少しでも長く農業経営を行うことが可能となる	・飼料用牧草収穫作業 ・適正な農地の管理 ・飼料供給センターの立ち上げ ・牧草地の肥培管理 ・草地の基盤整備	・過疎地において農業者の高齢化にともない農地が荒廃する可能性が高くなったことから、農協が農業の経営を行うには諸手続が必要であるが組合員と競合してもお互いにメリットがあり生産量の確保を農協自ら確保し農協事業量を維持拡大を図ることが陸別町の基幹産業である酪農を守りしつては地域を守ることに必要と考える	北海道	陸別町農業協同組合	農協にも農業経営を行政庁の認可を受けずに実施する	陸別町は酪農が主産業であり酪農が衰退することは地域が衰退することになる。農協がいつでも農業の経営を開始できる体制を早急に立ち上げ酪農経営を開始することによって、地域の活性化につながりひいては牛乳の生産量を増加させることによって、共通経費の牛乳運送運賃等を値上げせずに現状維持を継続することができるし農協としても現状維持を継続でき賦課金や利用料を据え置いて行くことが可能となり組合員に負担を増加させずにやって行く事が可能となると見込めるまた高齢化によって農地を貸したくても借り手がいないなど農協への貸付も可能とな
1605	16052020	J A 自らによる農業経営事業の容認	担い手の確保が著しく困難な地域においては、J A が農地を借りて自ら農業経営を行うことを認める。	J A 自らが農地を借りて農業経営を行う途を開き、借り手のいない優良農地等を J A が総合的に有効活用し、食料自給率の向上や多面的機能の維持等を図る。	1次提案では「農協は組合員への奉仕を目的としており、組合員との事業競合という問題を惹起するため協同組合制度の趣旨に反する。」との回答であったが、本提案は、協同組合制度の趣旨を十分認識した上で、農協の収益向上のためではなく、担い手確保の困難な中山間地域等で地域農業の核である J A 自らが、その人材・技術・施設等を活用し、遊休農地の有効活用による地域農業の活性化や、多面的機能維持を目的とする場合に限定して、現行法上の制限を緩和し、農協が農業経営できることを要望したものである。農協法の説明等に止まらず、提案の背景	熊本県	熊本県	地域農業再生構想(案)	農村地域では、過疎化、高齢化が進むとともに、後継者不足や遊休農地の増加に直面しており、特に中山間地域においては、地域農業の担い手確保が深刻な課題となっている。このため、特に担い手の確保が著しく困難な地域においては、地域農業の活性化や多面的機能の維持に大きく貢献する認定農業者(法人を含む)など一定の要件を満たす個別経営体を支援対象にするとともに、地域農業の核である J A の農業経営事業への参入の途を開き、J A 自らも地域農業の担い手として位置づけることにより、地域農業の再生を図る。
1513	15131012	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化特区構想	「(後段)企業等に対する政府系金融機関の融資条件の緩和及び農業委員会事務の公益法人への一部権限委譲を図る。	企業等が農業経営を開始しようとする際にさとうきび栽培に限り農機具や機械設備の保有、農地取得、造成のために奄美群島振興開発基金から一般農業振興資金を融資できるように条件を緩和して企業等の農業参入を容易にし、さとうきびの大規模農業を期待する。 また、農業委員会の持つ農地貸借の許可事務を公益法人の(財)名瀬市営農センターへ権限委譲し、(財)名瀬市営農センターの行う権利移動に伴う事務の簡素化を図り、農地集約・流動化の促進に資する。	企業等の農業参入に対し、奄美群島振興開発基金の条件により一般農業振興資金の融資を受けることが出来る。さとうきびの大規模農業の促進を図る。また、(財)名瀬市営農センターで農地保有合理化事業を実施しているが、農地の貸借に対して農業委員会の許可を必要とするため事務処理に時間がかかる。そこで農業委員会の農地貸借許可事務を(財)名瀬市営農センターへ一部権限委譲して事務の簡素化を図る。	鹿児島県	鹿児島県名瀬市	さとうきびを活かした奄美農業環(わ)の活性化計画	産業波及効果が大きく資源循環性の高い地域特性の農作物(さとうきび)を活かした地域産業の振興を図るために、農業の新規参入者の確保と、農地の集約・流動化(連担)を推進する。そのため次に次の措置を提案する。 ①建設業・森林組合・NPO等が新分野へ進出 ②さとうきび栽培に対する技術取得等の支援措置 ③さとうきびに限定した農地保有合理化事業を強化する農地集約・流動化支援措置 ④農産物加工施設整備の支援措置 ⑤グリーンツーリズムに対する支援 ⑥バイオマスタウンの実現に向けた取組み ⑦下水道補助対象施設における目的外使用承認の柔軟化

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1347	13472022	「農業ベンチャー」の育成に関して農地法等の許認可権限の移譲	(後半部分) ○幅広い層の企業や個人が農業分野に積極的に参加できるような規制緩和を進めること(たとえば農業生産法人の要件の大幅緩和) ○地域の実情を踏まえた「農業ベンチャー」の育成が行えるよう農地法、農業経営基盤強化促進法等に関する許認可の権限を国および府県から「関西州(産業再生)特区」に移譲すること	○農林省における新たな雇用の受け皿となる「農業ベンチャー」を育成し、都市部から農村部へ就業者、資金、経営ノウハウ等を移転するとともに、幅広い層の企業や個人がベンチャー精神を發揮して農業分野に積極的に参加できるようにする。	関西の活性化には産業再生が不可欠であり、それを後押しするためにも雇用のミスマッチが発生し、景気の回復局面を迎えても高止まりしている失業率を改善することが重要である。特に、都市と農村が近接している関西においては、双方を対象とする広域的な雇用政策を講じることが新たな事業や雇用の創出につながる。 農業分野では就業者の高齢化問題が深刻化しており、従来のU、J、Iターン事業では農業分野の発展のうえで限界がある。	大阪府、京都府、兵庫県	(社)関西経済連合会、(社)関西経済同友会、関西経営者協会、大阪商工会議所、京都商工会議所、神戸商工会議所	都市と農村を通じる広域的雇用政策の推進と「農業ベンチャー」の育成	○都市部と農村部を抱える関西全体で一体的・広域的な雇用政策を行うとともに、農村部における新たな雇用の受け皿となる「農業ベンチャー」を育成する。 ○求人情報の共有化、職業訓練の専門化、転居を伴う就業の支援、民間の職業紹介会社の活用など求職者のニーズに合った雇用政策を広域的に展開する。 ○「農業ベンチャー」を育成し、都市部から農村部へ就業者、資金、経営ノウハウ等を移転するとともに、幅広い層の企業や個人がベンチャー精神を發揮して農業分野に積極的に参加できるようにする。 なお、本提案は「関西州(産業再生)特区構想」における12の具体的事業構想の一つである。
1140	11402060	農業委員会の必置規制の廃止	農業委員会の必置規制を廃止し、各基礎自治体の裁量により、地域の実情に応じた体制で行政サービスが展開できるよう、権限移譲に伴う所要の地方財政措置を講じた上で、農業委員会法の改正を行うこと。	農業委員会の必置規制を廃止することにより、各基礎自治体で、その地域の実情に応じた農業政策を展開する。 農業委員会の必置規制については、現在の農業委員会の役割や活動実態などを踏慮した上で、各市町村でその設置の可否を判断することとなり、地域の独自性を前面に押し出した、最もふさわしいサービスが展開出来ると考える。	本県における農業委員会の活動については、市町村ごとに地域差があるが、農地転用における意見の付議や農地流動化等を推進するための検討等を行っている。 それらを踏まえるとともに、本県が進める分権改革の観点から考えると、農業委員会の必置規制を廃止した上で、各基礎自治体ごとに農業委員会の役割及び設置の妥当性・必要性を検討することで、農家に最も近い基礎自治体において農政の実情にあったそれぞれのサービスが展開できると考える。 なお、現在の農業委員会に対して措置されている財源についても、各基礎自治体が農業委員会を設	広島県	広島県	分権ひろしま活性化プラン	本県は、市町村の合併を促進しており、平成14年度当初に86あった市町村数は、平成17年度当初には、30前後に再編されることとなる。 このように、新しい自治の形が生まれつつある中で、本県は、国、県、基礎自治体や官民間の新しいパートナーシップのもとで、地域に即した行政サービスが最も効果的・効率的に提供される「分権型行政システム」を構築していくことにより、地域の自主性・自立性を高めるとともに、民間のノウハウや創意工夫を活用し、地域経済の活性化や地域雇用の創出など、「元気な広島県」づくりを推進していく。 また、こうした取組みを推進していく上で、制約となる国の法令や制度の見直し等について、地域再生制度を活用し、一定の条件が整ったものから順次、国に対して提案を行い、支援措置の決定を受け、権限移譲や民間開放等を積極的に行う。
1133	11331010	ほ場整備事業の実施要件の緩和	市街化区域内では、ほ場整備が制限されている。	・市街化区域において、土地改良法(施行令第2条)で制限されている農地のほ場整備事業を可能にする。 ・市街化区域の農地については、土地区画整理事業による面的整備事業(交換分手法)で基盤整備を行う手法ではなく、事業計画案を作成し事業化しようとしたが、経済不況・想定外の地価低下等により、資金計画から事業実施に至れない地区がでてきた。一方、事業費が安価なほ場整備事業により不整形な農地の区画整形を行う農業的投資については、現行法上不可能である。このような状況の中、住民自らが主体的になり、当面の身近なまちづくりとして、農地の整備(交換分手法)等を実施していこうとしていることについて、行政自らが法制度上の早急な対応を行う必要がある。 ・効果としては、耕作放棄の防止・次世代の農業の担い手育成・経営安定と将来の宅地化に向けた骨格づくりが可能となる。このような手段は、本来、組合土地区画整理事業による基盤整備を目指す市街化区域の都市街地において、なお、農村的な特性が強い地域での当面の農業への意欲を考慮した基盤整備として取り組むものである。	近年の少子高齢化が急速に進行する中で、順調に進んできた本市の市街化区域の宅地開発は、流入人口の沈静化等から停滞期に入ってきた。また、昨今の経済状況の下、都市街地の組合土地区画整理事業については、想定外の地価低下も併せ、事業計画から事業が成立しない状況にある。市街化圧力が安定しつつある本市の市街化区域には、いまだ大規模農地(5ha以上)が9箇所(約86ha)存在し、その不整形な農地や地区内に道路がないなど、農業耕作に必要とされる程度の基盤すら未整備の状態である。このような市街化区域の農地については、現行では土地区画整理事業による面的整備事業(交換分手法)で基盤整備を行う手法しかないため、地権者が事業化に向け努力したが、事業成立の見通しから止むを得ず事業着手を断念し、将来のまちづくりの展望を描けず苦慮している。さらに放棄田を増やす状況を作り出して、健全な都市形成を大きく阻害している。これを打開するため、現行法上、市街化区域において実施不可能となっている、土地改良法のほ場整備事業が持つ交換分手法を活用することを提案するものである。	兵庫県	兵庫県 加古川市	市街化区域農地の農業効率向上・農家の経営安定化構想	市街化区域内の都市街地の土地区画整理事業(約140百万円/ha)は、不整形な農地の区画整形を行い、健全な市街地として宅地供給を図る上から効果的な事業であった。しかし、近年の想定外の地価下落と宅地需要の低迷により、資金計画からこの事業手法が成立しない状況である。したがって、本市における市街化区域内の都市街地の大規模農地の整備手法として、ほ場整備事業を行い、耕作放棄の防止・次世代の農業の担い手育成・経営安定・将来の宅地化に向けた骨格づくりを行う。
1390	13902010	農振農用地指定除外手続きの簡素化	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農振農用地指定除外の手続きを簡素化する。	あぶくま高原道路平田1C整備のインバウトを活用し、国道49号沿いに「道の駅ひらた」を開設し、国道49号並びにあぶくま高原道路利用者や周辺市町村等に対して様々な情報提供やサービスを提供するとともに、平田村における新たな情報発信基地・地場産品開発販売拠点・広域交流拠点として整備するものです。また、地場産品の開発・販売や情報発信等によって、村内外の交流が促進され、村民にとっても来訪者にとっても生きがいや活力が醸成されるものである。	農振法によって農用地区域内における開発行為に制限があり、またその手続きに多大な時間と手間を要するが、「道の駅」整備のように所管官庁ははっきりしており、用途も明確なものについては、その手続きを簡素化していただきたい。	福島県	福島県平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田1C整備のインバウトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、①「道の駅ひらた」整備計画 ②「あぶくま高原ファミリー牧場」整備計画 ③「ほたるの里」河川公園整備計画に取り組みます。
1391	13912010	堆肥舎設置に伴う農地転用及び都市計画区域内の建築確認申請手続きの簡素化	平成11年11月1日に施行された「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく堆肥舎の設置について、畜産経営農家が農地に設置する場合農地法第4条及び第5条により農知事の許可を要するところであるが、これを届出制にする等農地法の手続きを簡素化する。また、都市計画区域内での建築基準法の規制緩和を求める。	有機質の土壌還元により循環型農業の推進と畜産農家の規模拡大によるコスト削減と経営安定を図る。	堆肥舎設置に伴う農地転用及び都市計画区域内の建築確認申請手続きに多くの費用と労力がかかり、零細農家の経営を圧迫するため	福島県	福島県平田村	循環型農業推進構想	畜産経営における「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく堆肥舎の整備について、農地転用や建築確認申請における手続きの簡素化

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1002	10022010	会津若松ゲートシティーの建設	1. 高速道路乗り継ぎ駐車場の建設 農業振興地域の農地転用及び、市街化区域への編入隣接市道の整備 2. 歩道橋の設置 3. 車道部路肩の幅員拡幅	自家用車と公共バス間の乗り継ぎ施設を建設する事により、公共バス及び高速道路の利便性向上、利用者の増大、中心市街地における交通渋滞の緩和を図る。	本地区は平成元年に制定された物流ネットワークシティー構想・第二期計画の一部であるが、本計画は数年前に白紙撤回された。開発には農業振興地域を市街化区域に編入する必要があり、福島県知事の認可を必要とする。今回の提案では周辺農地への影響を生じないのの開発に何ら問題無い訳であるが、県では地域全体の大規模開発(40ha)以外は許可しない方針である。この現状を打開すべく、規制緩和によって小規模開発(35a)については県を通さずに農地転用を実現したい。	福島県	築取寿健	会津若松ゲートシティー構想	会津若松IC入口には高速バスの停留所があり多数の乗降客が有るが自家用車の駐車場が無い。また、同地区はグループ旅行での集合、乗り継ぎ地点にもなっているが付近のスーパー等に放置駐車している。次の3点を提案する。 1. 駐車場の建設 IC東側の農地(35a)を農地転用して有料駐車場(120台分)に整備する。 隣接する市道はU字溝を埋設し舗装する。 2. 歩道橋の設置 バス停から横断歩道までが遠いため、4車線車道を横断する人が多く危険である。上り/下りのバス停間に歩道橋を架設して道路横断の安全を図る。 3. 路肩の拡幅 バス停部分の路肩幅員を広げて往来を円滑化する。
1002	10021010	農業振興地域の整備に関する法律第6条第3項、第10条第4項、第13条第4項において準用する第8条第4項、第5条農業振興地域整備計画の変更にあたっては、市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意が必要である。	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)第13条第2項の農用地利用計画の変更要件及び第13条第4項の変更手続きに係る県知事との協議並びに同意要件(同法第8条第4項を準用するもの)を適用外とする。農地法第4条及び第5条の農地転用許可権限を市長へ移譲し、転用要件を適用外とする。	自家用車から公共バスへの乗り継ぎ施設を建設する事により、高速道路及び公共バスの利便性向上、利用者の増大、中心市街地における交通渋滞の緩和を図る。	平成元年に立案された物流ネットワークシティー構想の第二期計画(IC東側)は付近全体(40ha)を開発する大規模な構想だったために実現性に乏しく、計画が白紙撤回されて現在に至っている。これを最小限の開発(35a)に切り替え、ゲートシティー構想として実現を目指すものでもある。これまで県では当地区については小規模開発のための農地転用を許可しなかった。今回の構造改革特区により、権限を市に移譲して農地転用を実現したい。今回の開発によって周辺農地への往来や水路面での影響は生じない。	福島県	築取寿健	会津若松ゲートシティー構想	会津若松IC入口には高速バスの停留所があり多数の乗降客が有るが自家用車の駐車場が無い。また、同地区はグループ旅行での集合、乗り継ぎ地点にもなっているが付近のスーパー等に放置駐車している。次の3点を提案する。 1. 駐車場の建設 IC東側の農地(35a)を農地転用して有料駐車場(120台分)に整備する。 隣接する市道はU字溝を埋設し舗装する。 2. 歩道橋の設置 バス停から横断歩道までが遠いため、4車線車道を横断する人が多く危険である。上り/下りのバス停間に歩道橋を架設して道路横断の安全を図る。 3. 路肩の拡幅 バス停部分の路肩幅員を広げて往来を円滑化する。
1139	11391010	旧市街化区域における届出による農地転用許可手続きの継続	市街化区域において届出による農地転用手続きが認められている農地法第4条第1項第5号および同法第5条第1項第3号について、繰引き制度を廃止した後の旧市街化区域についても、規制緩和により認める。	平成16年5月17日の新しい都市計画制度の導入により、繰引き制度が廃止され、旧市街化区域において、農地転用許可の手続きを行う場合は、従来の「届出」から「許可制」となったが、このことにより、手続きが煩雑になるとともに、許可が下りるまでの期間が大幅に延長となるなど、民間の事業活動や市民サービスの低下に繋がるため、従来どおり「届出」による手続きを行い、旧市街化区域の農地転用の手続きの簡素化を図り、旧市街化区域の開発促進による本市の活性化に繋げるものとする。	平成16年5月17日の新しい都市計画制度の導入により、繰引き制度が廃止され、旧市街化区域において、農地転用許可の手続きを行う場合は、従来の「届出」から「許可制」となったが、このことにより、申請書類の作成など事務手続きが煩雑になるとともに、許可が下りるまでの期間が大幅に延長となるなど、民間の事業活動や市民サービスの低下に繋がるため、従来どおり「届出」による手続きを行い、旧市街化区域の農地転用の手続きの簡素化を図り、旧市街化区域の開発促進による本市の活性化に繋げるものとする。今回の提案は、国における都市計画法および建築基準法の一部改正により、繰引き制度が原則として県によって選択できるようになり、地域の実情に応じて適正かつ合理的なまちづくりが行えるようになったことにより、香川県において繰引き制度を廃止した結果、もはや許可による強い規制をかける必要のない地域とされていた地域に強い規制がかかるという法の改正趣旨に逆行するような状態となるので、従来の状態に戻るよう規制緩和を提案しているものであり、検討に当たっては、都市計画法等の改正を行った国土交通省と十分協議されることをお願いしたい。	香川県	香川県高松市	高松都心再生プロジェクト	本市は、全国有数のアーケード商店街、大企業の支店や国の出先機関が立ち並ぶ中央通りなど、圏域のリーディング都市にふさわしい都心機能を作り上げてきたが、近年、モーターゼーションの進展等による郊外型大規模小売店の増加や消費者ニーズの多様化などにより、中心商店街の通行量の減少やオフィスビルの空き室率の悪化など、中心市街地の空洞化に拍車がかかっている。こうした衰退傾向に歯止めをかけるため、地域再生構想「高松都心再生プロジェクト」を作成し、以下の取組みを行い、中心市街地の活性化を図る。 ① サンボート高松を使った賑わいづくり ② 再開発事業による商店街の魅力アップ ③ 旧市街化区域の農地転用手続きの簡素化 ④ 特定事業を活用し、中央通りのオフィスビルに大学設置

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1566	15661010	IT関連・産学連携先端技術研究施設立地承認に伴う農業振興地域の整備に関する法律第13条第3項における規制緩和措置	先端技術IT関連及び産学連携の研究施設は各地で誘致その他の措置により立地承認されています。ついては農業振興整備に関する法律第5条に経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは変更すべしとあり、また同法第13条に計画の変更について定められていますが、農地復元が見込めない放置された未利用農地について周辺整備をもって必要面積を有効活用し地域振興策に寄与できるよう除外の規定緩和とそれに運動する都市計画法における市街化調整区域への立地承認の規制緩和措置を提案する	現在埼玉県内に6施設稼働中の内、特に埼玉県岩槻市に昭和30年代より工場が研究所を含め4箇所現存点している。それらの施設を東京本社並びに東京田端にある産学連携研究所を含めて一箇所に集約し本社機能の一部を移転して世界に点在する高分子ポリマー生産工場の研究開発の拠点として、研究所・試作ライン工場・製造機械製作工場を立地したい。現在農地復元不可能な未利用地を含む当該農地を有効活用(研究開発上浮遊粉塵等が少ないことが条件・公害発生を防ぐため環境対策を含む)すべく、周辺環境の整備と道路整備を持って周辺農地から分断し建築する計画をしている。更に雇用についても現行プラス新規雇用約1,000名を予定しており、当該地は首都圏30キロ圏内に位置し交通の利便性(国内外を含めて)もよく、現状市内にすでに立地していることから現従業員を核とした拠点作りにより従業員の解雇や国内から撤退をすることなく、日本企業としての国内存続と地域から望まれている地域振興策の一助としてナノテクノロジー分野で経済の活性化に寄与したい計画である。	規制の問題点：現行法制度で立地承認されている事例が多く存在する中運用自治体により扱いがまちまちで統一されていない。特に農業振興整備に関する法律と都市計画法との間で除外規定により立地承認検討が阻害されている現状がある。 特例適用の根拠：特区により企業誘致を推し進める行政及び条例制定により立地承認する行政もある中特区特例によらずして立地承認が不可能な認識の行政が存在する。また農政上位官庁の見解が総論的であり具体的問題解決には至らないことから農地として機能していないもしくは有効活用が望まれている農地について不条理が存在する。 提案の経緯：他の自治体の対応及び許可の実例を示しても許可決定権者の意向優先により権利を認められない中行政との交渉を重ねてきたがこのままでは閉鎖撤退しかない状況に追い込まれている。近隣より誘致の話もあるが現に稼働してきた同一行政区内で集約と高度化事業に着手したい。誘致ならよく、立案なら不可とする弊害を除去してほしいこと及び他行政にて立地承認されている実例が存在することから現行政区においても立地承認可能と判断し提案に至った次第である。	埼玉県	民間企業	農地復元不可能な未利用農地等を有効活用した産業立地推進特区構想(ポリマテック高分子研究所・さいたま工場建築計画)	岩槻市に3工場1研究施設を稼働し約500名を雇用している。2年前から施設集約と産学及び関係企業(外国企業を含む)との共同研究施設及び試作ライン工場の立地を提案してきた。計画地は資料が示すとおり農地復元不可能な未利用地を含む土地である。行政対応がはつきりせず、同様案件が他行政において許可されている現状から、現行法制度によらず、起業家からの特区申請による問題解決をはかりたい。新規雇用を含め地域振興に寄与すべく、また現に稼働する地区で存続をはかり、地域の要望にも応えたい。民業拡大による経済の活性化に寄与すべく、国内に主要拠点を置き企業活動を存続させるべく、特区により立地可能としたい。
1595	15951010	環境と調和した農業生産活動に向けた農用地区域内農地での河畔林等の整備	農地法施行令第1条の十(農地の転用の不許可の例外)の改正(例外の追加)により、農用地区域内農地における河畔林等の整備について農地転用の不許可の例外とする。	河畔林等の整備のための許可については、申請により優良農地の確保と利用集積に影響が及ばない範囲において許可できるようにし、自然環境の保全と農業生産活動との調和を図られるようにする。	森林の造成のための農地転用は、農用地区域内農地において原則不許可となっているが、環境と調和した農業生産活動を推進するために行う河畔林の整備や良好な農村景観を保持形成するために行う植林については、許可できるようにする必要がある。	北海道	北海道	活力ある農業・農村新生プラン	北海道経済に大きなウエートを占めている農業は、地域を支える重要な産業として発展してきており、今後とも、北海道が我が国最大の食料供給基地としてその役割を果たすためには、農業・農村の持続的な発展に向けた取組が求められている。このような中、BSEの発生等により食の安全・安心の確保や環境への配慮が求められているとともに、WTOやFTA交渉による北海道農業への影響更に担い手の減少等による農業生産力の低下や農村コミュニティの崩壊が懸念されている。このため、「環境」と調和した安全・安心な「食」づくり、多様な「人」が関わる農業の推進、農とふれあう、個性輝く「地域」づくりを通して、活力ある農業・農村を実現する。
1216	12162160	土地改良区等が行う食育推進活動の一環による農地法の規制緩和	食育活動の一環として、休耕田を活用してピオトープ造成を行う場合には、農地転用手続きをしないで休耕田(管理休耕)扱いとされたい。	市町村・小学校・子供会・コミュニティ・農家と連携を図り、小学校単位に「田んぼの学校」を開校し、水稲の種蒔から収穫までの一連の農作業と薬を使った正月飾り作成等を体験することで、食と農の大切さ・水の大切さ等を学んでもらう。	食育活動の一環として「田んぼの学校」を行っているが、休耕田へのピオトープ造成は、農地法の規定により農地転用許可が必要となるため、転用を行うためには分筆測量等の経費と事務手続きに時間を要し、那須野ヶ原地区の小学校単位に設置して都市と農村の共生・対流による食育を行うことは困難である。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で『感じる自然、豊かな緑、そよぐ風の高原』をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって蝕まれている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築。森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。
1247	12472010	農業振興地域における土地有効活用構想	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第1項第3号規定中、「耕作又は養畜の業務を営む者が設置し、及び管理する次に掲げる施設」を「耕作又は養畜の業務に供する次に掲げる施設」に、「主として、自己の生産する農畜産物」を「当該地域において生産される農畜産物」に改め、農業用施設の範囲を拡大することにより、地域の農業の振興ばかりでなく、計画的な土地利用も図ることができるとする。	当該地域において生産される農畜産物がある程度原料として使用されていることが認められている場合、これらの販売加工等の施設を立地する際に、農振除外をせず青地(農業用施設用地)のまま立地できることとする。	現行法令(農振法施行規則)で規定されている「農業用施設」のうち、農畜産物の加工及び販売施設については、個人利用であると共同利用施設であると問わないが、主としてその生産者又はその生産者の構成する団体が管理運用する施設で、主として自己の生産する農畜産物を原料として使用しないものは、農業用施設とはいえず、これら施設を立地する場合は、「農振除外地区からの除外」(いわゆる農振除外)の手続きを行っている。このため、耕作又は養畜の業務を営んでいない企業等の施設が、地域の農畜産物を使用し、加工・販売施設等を設置しよう	石川県	石川県	農業振興地域における土地有効活用構想	地域の農業の振興を図るため、農振農用地区域内で設置可能な農業用施設の範囲を拡大し、農振除外の手続きではなく農振農用地(農業用施設用地)として立地可能とすれば、企業の進出等が円滑に図れるばかりでなく、農振農用地であるため、企業撤退等の場合でも農振法上の規制がかかり計画的な土地利用を図ることができる。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1183	11831020	市民農園における農地貸付面積要件の緩和	地理的条件、市民農園に対するニーズといった地域の実情や土地利用計画などを総合的に勘案し、市民農園において10アール以上の農地を貸し付けることが地域住民等にとって有益であり、周辺の農地利用に影響がないと認められる場合に限り、特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律施行令第1条の規定を適用除外にし、町が市民農園における農地貸付面積の上限を設定することとする。	新興住宅団地等の都市住民からの多様なニーズに応えるため、市民農園における農地貸付面積を10アール以上とすることを認め、蕎麦や大豆など一定の規模以上の面積を必要とする作物の栽培を楽しむことができるようにする。利用に当たっては、当町が進める堆肥を使用した循環農業を体験してもらい、安全・安心な食に対する理解を深めてもらおうとともに、自家消費を超えた農作物については、市民農園来訪者や周辺住民への配布・販売等を通じて、地産地消の取組みの輪を拡大する。上限面積については、町の農業委員会により、周辺の農地利用に影響が無いよう、土地利用計画との整合性や農地取得に際する下限面積要件等を総合的に勘案し設定する。	紫波町では、町内の有機資源をコンポスト化し、農地に還元する有機資源循環システムを構築し、環境にやさしい循環農業に取り組むとともに、産地直売所やトレーサビリティシステムの導入により、消費者に安全・安心を訴え、紫波町産農産物のブランド化と農業の活性化を図ることとしている。 近年、国道及びJR沿いの町中央部では盛岡市にも近いことから、新興の住宅街が形成され都市住民の転入が増えているが、その周辺の農村部では高齢者農家における農地の遊休化が問題となっている。 昨年度より遊休農地を活用して市民農園を開設しているところであるが、現在の10アール以下の農地貸付面積では、蕎麦・大豆(自家製そばや豆腐作り)や多品目の作物を栽培したい者にとっては十分な栽培面積になっておらず、都市住民からより柔軟な形で農地利用に関する要望も多い。 構造改革特区制度では、農地の権利取得に際する下限面積要件の緩和などの特例措置が設けられており新規就農は容易となってきてはいるものの、農地法上の手続きは煩雑で時間がかかることから当町では市民農園という気軽に参加できる範囲で蕎麦や大豆などの栽培を体験できる場を提供し、都市住民からの多様な農地利用のニーズに対応したい。 また、都市住民に紫波町が進める循環農業や安全・安心な農産物への理解を深めてもらい、さらに彼らを通じて周辺都市住民の安全・安心な農産物に対する意識を高め、地域が一体となった地産地消の取組みを展開したい。	岩手県	岩手県紫波町	循環型まちづくり構想	紫波町は、自然と共生し循環を基調とする町づくりを進めており、持続的に自立可能な循環型まちづくりを実現する観点から、①再生利用を目的とした食品産業廃棄物、木屑に対する廃棄物処理法の規制緩和、②循環農業啓蒙に係る市民農園における農地貸付面積要件の緩和、③NPO等による循環・交流施設へのボランティア輸送の有償化、④中古品使用に係る補助事業の運用改善、⑤大麻の栽培目的の要件緩和、⑥町産材活用住宅における建築確認申請の簡素化、⑦町産材による公共施設の木造化に係る補助事業の運用改善、⑧郵便投票制度の拡充、⑨民生委員の推薦手続きの簡略化について提案を行う。
1630	16301010	市民農園の活用促進	・特定農地貸付法の対象拡大 ・農業協同組合が組合員以外の人の農地についても特定貸付を行えるようにする。 ・農業協同組合連合会においても市民農園を開設できるようにする。	農業協同組合が組合員の農地と非組合員の農地を一体的に市民農園として活用したり、農業協同組合連合会が市民農園を開設することにより、市民農園の開設を促進し、茨城県のつくばエクスプレス沿線地域の特色を活かした農のある魅力あるまちづくりを進める。	農業協同組合は、市民農園を開設できるが、組合員の農地のみが対象となっていた。 また、特区制度の活用により株式会社やNPOは市民農園を開設できるようになったが、農業者の団体である農業協同組合連合会は、市民農園を開設することができない。 地域の農業、農地等に精通している農業協同組合や農業協同組合連合会に対する規制を緩和し、市民農園の開設を促進して、遊休農地の活用と、都市住民の農業体験のニーズへの対応を図る必要がある。	茨城県	茨城県	地域コミュニティ再生プロジェクト	地域コミュニティを再生するために、地域に根ざした商店街の活性化に関して支援措置を講じるとともに、安心して子育てができる環境づくりや未来の地域づくりを担う人を育む事業、新たな交流を生み出す市民農園の整備事業などに対して支援措置を講じる。
1216	12162110	自然環境再生のために放置林を土地改良区等が保有するための規制緩和	土地改良区等が、食育活動や水源涵養林として放置林を保有するための規制緩和を提案します。	グリーンツーリズムによる自然体験の中での間伐材・植樹体験等を通して自然環境再生を図る。また、農業用水を自ら管理する土地改良区等が、保水能力の低下した放置林を取得し、保水力向上に努める。	林業の低迷から山の管理がされず、森林の持つ多面的機能の低下が起こりつつある。特に森林の荒廃による保水力の低下は深刻な問題である。那須野ヶ原は有数の複合扇状地で、扇状地の下流部には希少種のイトヨ・ミヤコタナゴなども生息する自然豊かな環境にあるが、森林の荒廃が進むにつれ那須野ヶ原扇状地の水循環が正常に機能しなくなり、希少種の数が減少傾向にある。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で『感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原』をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって酷まれている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築、森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1216	12162120	自然環境再生のために耕作放棄地を土地改良区等有(斡旋を含む)するための規制緩和	農業従事者の高齢化及び担い手不足に伴う耕作放棄地が増加傾向にある。農地の適切な利用を促進するため、農地の利用集積を積極的に行う必要があることから、土地改良区等においても耕作放棄地を保有(斡旋を含む)するため規制緩和を提案します。	休耕放棄地については、土地改良区等有が保有して貸付又は仲介により優良な担い手へ斡旋を行うことで、農地として適切に利用され、地下水涵養・国土保全等の多面的機能を持続させるとともに、都市と農村の交流の場としての農業体験園場として利用することにより、食育の場を提供する。	土地改良区等は一定の区域を定め、都道府県の認可を受け設立されており、土地改良法上も公法人としての性格が強く、地方公共団体並と位置付けられている。しかしながら、一定の区域内に耕作放棄地が生じた場合、土地改良区等自らが斡旋又は土地改良区が一時保有することができないため賦課金徴収も困難となり、土地改良区の運営に支障を来すこととなる。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特例市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で『感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原』をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって蝕まれている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築。森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。
1583	15832030	農村地域における土地改良区の事業活動の拡大	土地改良区が、土地改良事業等により整備された地域資源を活用して、農作業の利用集積のための調整活動や、農業生産活動、地域興し活動など、地域ニーズに即した事業活動を可能とする法令及び諸制度改正の実施。	土地改良区がその地区内で下記の活動を行うことで、多農業・農村運営を効率化する。 ①担い手への農作業の利用集積や、水田の高度利用を行うにあたっての調整活動 ②農作業の受託者としての農業生産活動 ③市民農園の開設及び経営 ④地域興しのためのイベント等の開催や農産物・加工品等の販売等による収益活動	・農村地域では、農業後継者の農業離れと混住化が進展し、農地の利用調整や道水路の維持管理、村祭りなど伝統的文化継承等における、農村集落の自治・調整機能が急速に低下している。 ・土地改良区は、道水路の維持管理を行い農業振興や多面的機能の発揮に貢献しているが、土地改良事業の実施を通じて、地域の農家組織として農家の厚い信頼を得ている。 ・この中には、地域ニーズに応じた多様な活動も見られるが、各種規制や財政的な問題等からその活動が大きく制約されている。 ・このため、弱体化した集落自治会等に代わって、土地改良区が地域農業の振興や地域興し活動において、地域での中心的な役割を果たすことを可能とすることにより、農村地域を活性化し、地域再生に大きく寄与できる。	三重県	三重県	新しい「三重の米(水田農業)」戦略	三重県内の農業者、生産団体が、自主的、主体的にそれぞれの地域の米づくり(水田農業)のあり方を考え、「食の安全・安心」、「地球環境にやさしい農業への転換」という課題に的確に対応した産地づくりを進めていく上で指針となる『新たな「三重の米(水田農業)」戦略』を作成しました。今後、平成22年度を目途に、①県民(消費者)に信頼される三重の米づくり、②担い手が育つ三重の水田農業づくり、③中山間地域が生き生きとした三重の水田農業づくりの3つを理念として掲げ、具体的な施策展開を図っていきます。その中で今回の支援措置を受けることで、産地間競争に打ち勝つ三重の米・水田農業を形成していきます。
1026	10261030	国有林払い下げ外溝工事費全般に関する規制要件の緩和措置	鞍手町内の国有林(98林班)は保安林で土砂流出防備保安林の為、森林法第三章の規制があり、これを撤廃して欲しい。 国有林の払い下げは地方自治体のみならず、隣接が認められていないので特区事業者(民間)にも認めて欲しい。	鞍手町の国有林(120町歩)を中心に払い下げ、購入資金(造成費込)216億9800万円を使用する。 造成した所へ、家畜・ペット園やカジノ・ハウス(民間・民股)を建設する。 ・初年度 道中地区 3千坪 (土地購入、造成資金込) 2億4800万円 ・平成19年 1万5千坪 国有林(98林歩)は (土地購入、造成資金込) 9億円 ・平成21年 5千坪 (土地購入、造成費込) 4億5千万 ・平成23年 5万坪 (土地購入、造成資金込) 30億万円 ・平成24年 30万坪 (土地購入、造成資金込) 171億万円	国有林を有効活用して、コスト削減と雇用促進が実現され、経済が活性化される。景観を大事にする。福祉に特化した住みたくなる町づくり構想が実現する。福祉・住宅・環境・教育の新しい第三次産業サービス業の形態が創出できる。保安林で土砂流出防備保安林であるが、海拔100m以下の山である為、開発したとしても再度、この地域に木を植林する事で、土砂流出等は防ぐことが出来る。国有林の払い下げは、地方自治体のみならず隣接が認められていないが、これを民間に認めたとしても、公共事業に使用する為、何のマイナス影響も無く、民間の自由な発想を取り入れた国有林の有効活用で、景観を大事にした福祉に特化した町づくりが作りやすくなる。雇用促進や経済の活性化を実現することが出来る。	福岡県	社会福祉法人 鞍手会 ケイ・ティ・エントープライズ株式会社 有限会社 かじと 梶 栗 俊郎	社会福祉施設に特化した住みたくなる町づくり特区構想	◎介護・医療・保育所等の介護福祉施設の財源は、社会的強者の福祉、カジノの経済活動で賄い、自立した強い地域を作る◎日本の美、伝統文化の建築美を意識した観光産業的空間特性を明確にして、グローバル化社会に対応する◎民間活力で総事業費550億円のインフラ整備を10年間で完了し、ハード・ソフト面の達成で、鞍手町内ピーク時の3万2千人に回復させる◎経済改革特区債権の発行分に対して、利子補給と元本を政府が保証する◎介護保険1割自己負担金を事業者が割引の裁量権を認める

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1148	11481030	国有林野を自然エネルギー発電の用に供する場合の要件緩和	国有林野を電気事業者への売電を主たる目的として民間事業者が行う発電の用に供する場合、貸し付け又は使用させる面積の上限が5ヘクタールと定められているが、この上限を緩和し、自然エネルギーによる発電に係る大規模な設備投資に資する。	「12. 地域再生構造の意義・目標・前提となる地域の特徴、具体的内容・効果、支援措置の必要性等」に記述した個別事業のうち、⑨参照	本地域において、民間事業者が自社の送電線を敷設し、風車120台、18万kWの大規模風力発電を行う事業が計画されており、5ヘクタール以上の国有林野の貸し付けを受ける必要があるため。	青森県	青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	国際的なエネルギー開発・供給拠点が形成されつつあり、あおもりエコタウンプランによるゼロエミッション技術の確立を目指す先進的な取り組みを展開している本地域のポテンシャルを最大限に活かし、環境・エネルギー分野における幅広い実証やノウハウの蓄積を図り、新たなビジネスや新産業の創出を促進することにより、地域の経済活性化や雇用の創出を図るとともに、エネルギー最適利用モデルや温室効果ガス排出削減モデルの先進地域として、世界に貢献する「環境・エネルギー産業フロンティアの形成」を実現する。
1363	13631020	林地開発許可申請手続きの簡素化	森林面積が1ha以上においても伐採届の適応	土地利用の推進	島の入植者が転出して以来、森林の増殖が進みジャングル化している。伐採を計画するたびに林地開発許可申請を行っており、申請期間は作業を行うことができないので、申請手続きの簡素化を求め。	鹿児島県	民間企業	馬毛島地域再生特区構想	鹿児島県種子島西之表市に属する馬毛島は、鹿児島県大隈半島佐多岬の南方約40km、種子島西之表市西方約13kmの海上に位置し、島の中心部にある岳之越を最高所とする面積約8.4km ² の平坦な島で南北方向約5km、東西方向約3.3km、周囲約16.45kmの長い楕円形を成している。無人島であった島は終戦後に入植が開始されたが昭和53年末には全世帯転出し、現在様々な開発を計画しているが、各種の規制により有効的な利用には至っていない。馬毛島は雇用、観光、教育等においても潜在的に多大な価値があり、当島を最大限に活用し、地域経済の発展と地域の活性化を図る。
1451	1451030	保安林指定地内における行為規制の緩和	高齢者・障害者等の安全と安心確保のために恒久的施設の設置については、安全性確保のため堅牢性と工事の迅速性が重要となるため、保安林指定地内における行為規制の緩和と手続きの簡略化を行い、対応する。	この規制の緩和と手続きの簡略化を活用して、高齢者・障害者等の安全と安心確保のための行為を行う。また、その後も状況を勘案しながら、安全と安心確保のための行為をタイムリーかつフレキシブルに行う。 ①木道等の通行安全施設の設置 ②救急避難・処置のための保健婦等の駐在する施設(高齢者・障害者予約日のみ)の設置。 ③緊急時の連絡と、区域内における時間単位の移動トレーサビリティを確保するためのICタグ・ICカードと携帯電話を利用した総合安全IT管理システム実現のため、携帯電話・無線を利用した移動通信用鉄塔施設整備 いずれも障害者・高齢者に対応した新しい観光活性化システムとする。	今日までこうした秘境と呼ばれる地に高齢者や障害者が訪れることはできなかったが、ユニバーサルデザイン化が進む社会にあって、誰もがこうした観光を同じように、そして一緒に、その感動を共有することは心の時代といわれる21世紀の観光の形として極めて重要で今回の事業の重点としている。その実施に当たっては、安全に、安心して観光できることを重要視する必要がある他、早期の対応が必要であるが、現行規定においては設備・施設を設置する規制が厳しいため難航し多くの時間を要する。そこでこうした目的の施設に限っては早期完成ができるよう規制を緩和していただきたい。 実施に当たっては、自然を害することのないICタグ、携帯電話等のIT技術を活用して計画するとともに、学術的見地から大学及び研究機関等の所見を得ながら、関係機関の指導の下進めたい。	岐阜県	岐阜県丹生川村	秘境乗鞍山麓五色ヶ原 環境観光共生特区構想	秘境乗鞍山麓五色ヶ原の大半が存する国立公園内の普通区域においても、利用調整区域を設ける事ができるよう規制の改革を行い、入山者数の制限や完全禁煙、罰則規定等の独自の規制強化を行い、秩序ある環境保護と探検体験型観光の融合を目指す。そして高齢者や障害者の誰もが自然形で安全に、共に観光を楽しむことができるよう木道等の安全施設や救急避難・処置施設を設置し、ユニバーサルデザインの『自然にやさしい、人にやさしい、環境観光共生特区』を産・官・学の連携により創設する。想定される経済的社会的効果:自然環境保護、高齢者・障害者の社会参加への貢献、観光者の増加(新規3,550名)雇用の創出(ガイド等新規50名)
1466	14661010	間伐推進特区	保安林内における間伐については、農林水産大臣等が定めた指定施業要件に制限されることなく、間伐率35%以下の範囲内で知事に届け出た上で、実施することができるようにすることを提案する。	保安林内における間伐については、農林水産大臣等が定めた指定施業要件に制限されることなく、間伐率35%以下の範囲内で知事に届け出た上で、実施できることとなり、間伐の低コスト化、地域の実情に応じた間伐の迅速な実施による間伐の促進、また、林内の下層木等の成長が促され、保安林の有する公益的機能の維持向上が図られる。	保安林において間伐をしようとする場合には、農林水産大臣等が定めた指定施業要件に適合するように行う必要があり、地域の実情に応じた効率的な間伐の実施に支障が生じている。 具体的には、県内の96%の保安林では、農林水産大臣が定めた指定施業要件において「間伐率20%」と定めているが、このように間伐方法を制限されると作業効率が悪く、高コストになることに加え、十分な間伐が行えないことが多い。また、地域の実情に適合するように指定施業要件を変更しようとしても、農林水産大臣への申請から変更の決定までに約5ヶ月間を要し、迅速に間伐が実施できない状況にある。	鳥取県	鳥取県	間伐推進特区	保安林において間伐をしようとする場合には、農林水産大臣等が定めた指定施業要件に適合するように行う必要があり、地域の実情に応じた効率的な間伐の実施に支障が生じている。 保安林内における間伐については、農林水産大臣等が定めた指定施業要件に制限されることなく、間伐率35%以下の範囲内で知事に届け出た上で、実施することができることとし、地域の実情に応じた効率的な間伐を推進できるよう提案する。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1400	14001010	森林組合の農業経営の実施	森林組合が行うことができる事業の種類の拡大	過疎化・高齢化が進行し、担い手の不足や遊休農地の増加が進んでいる中山間地域において、森林組合が自ら農業経営を行い、金沢の伝統的な加賀野菜などを生産することにより、地域特産物の生産拡大、遊休農地・放置森林の解消等が図られる。また、森林組合が新たな担い手として農業に参画し、森林組合の持つ労働力や技術力を拡充・応用することにより、雇用の創出や森林・農地の保全、市の農業粗収入の拡大、地域の活力の向上等が図られる。	第2次提案時の林野庁回答では、「農業経営は、森林の保続培養と森林生産力の増進という森林組合法の目的を達成するために必要な事業でないで、制度改正はできない。また、森林組合は、組合員の委託を受けて農作業を行うことができ、現行法でも農業の参画は可能である。」としている。しかし、金沢市の中山間地域の農家は、小規模農地所有者であると同時に小規模林地の所有者であり、過疎・高齢化が著しく進行するなど、農業経営や森林管理の継続が困難な農業者が増えており、それが農地・森林の荒廃に繋がっているのが現状であり、作業受託だけでは解消できない。まず、中山間地域の状況を熟知し、地域に密着しており森林・農地の保全技術を有する森林組合が、農作業経験のある森林作業班を活用し、新たな担い手として農業に参入することにより、たけのこや金時草などの加賀野菜のほか、きのこ等の特用林産物を生産し、併せて地域農家と共同で用排水路・農道、森林の管理を行うことにより、集落機能や山村の持つ公益的機能の継続が可能となる。さらに、森林組合の持つ企業的经营能力や組織労働力を利用し、減農薬栽培や加工品の開発に取り組むなど、安心・安全、高付加価値の加賀野菜等の生産や新たな雇用創出が図られる。これを契機に企業等の農業参入が拡大すれば、中山間地域の活性化や定住人口の増加が図られ、ひいては農地・森林の保全にも繋がると考えられる。	石川県	石川県金沢市	金沢伝統的加賀野菜生産特区	金沢市の6割を占める中山間地域は、担い手の高齢化と遊休農地・放置森林が増加し、農地や森林の管理、集落機能の維持が困難となり、また平坦部の都市化の進展により、この地域の農業振興が益々重要となっている。本市は、伝統的な加賀野菜の生産拡大のための消費宣伝に努めており、近年需要も増加し、生産拡大が求められている。この地域は加賀野菜をはじめ特用林産物、果樹等の生産が行われているが、地域内で新たな担い手の育成は困難なことから、農地法や森林組合法の特例により、森林組合が農業に参入し、加賀野菜の生産拡大、遊休農地・放置森林の解消や地域活性化、若者の雇用拡大、減農薬栽培や加工品の開発なども期待される。
1437	14371010	森林組合の農業参入を可能とする農地法並びに森林組合法の特例措置	規制を撤廃する提案内容として、森林組合の農地取得等の権利取得を可能とするとともに、森林組合による農作物栽培や農地貸付事業の実施を可能とする。	緑の1ターン促進エリア内で、農地の遊休化が深刻で農業関係者の対応だけでは、問題解決が困難な地域において、森林組合が1ターン者を受け入れる際に新規参入者に農作業をさせるため、農地を斡旋もしくは賃貸する事業を実施する。森林組合による農地の所有権や地上権取得等の規制緩和により、1ターン者が農業など複数の収入源を得る条件が整えられるとともに、農山村の美しい集落景観が維持管理されつつ、高齢者と1ターン者による地域独自の自立した農業システムが実現される。	0	和歌山県	和歌山県	森林組合の農業参入構想	緑の1ターン促進エリア内で、農地の遊休化が深刻で農業関係者の対応だけでは、問題解決が困難な地域において、森林組合が1ターン者を受け入れる際に新規参入者に農作業をさせるため、農地を斡旋もしくは賃貸する事業を実施する。森林組合による農地の所有権や地上権取得等の規制緩和により、1ターン者が農業など複数の収入源を得る条件が整えられるとともに、農山村の美しい集落景観が維持管理されつつ、高齢者と1ターン者による地域独自の自立した農業システムが実現される。
1652	16521010	マツ材線虫病抵抗性クロマツの日本海側への植栽	マツ材線虫病被害の対策として抵抗性クロマツが育成されているが、現在育成されている家系については、林業種苗法により日本海側への種苗の移動が制限され、農林水産大臣の承認を受けなければ植栽できない状況にある。本制限は丹後地域の海岸線のクロマツ林を適正に維持管理するにあたり大きな障害となっていることから、種苗の移動制限の撤廃を提案する。	・林業試験場等から府内の種苗業者等への抵抗性クロマツ種苗の配布 ・治山事業等による抵抗性クロマツ苗木の植栽	京都府北部・丹後地域の海岸線にはクロマツ林が連なっていたが、現在ではマツ材線虫病の被害によりクロマツが激減し、防災機能の低下が懸念されるとともに、景観も大きく損なわれている。また、マツ材線虫病の被害を受けた区域については、治山事業により再度クロマツを植栽しているが、植栽後5年目の幼齢木でさえもマツ材線虫病の被害を受けて枯死する事態が発生している。現在、守るべきマツ材を限定して薬剤の地上散布や伐倒駆除などの防除対策を実施し、被害の拡大を防止しているが、抵抗性クロマツを植栽することで防除効果の向上と、防除作業の軽減が期待できる。	京都府	京都府	マツ材線虫病抵抗性クロマツの日本海側への植栽	京都府北部・丹後地域の海岸線にはクロマツ林が連なり、防災上、景観上ともに重要な役割を果たしてきた。しかし、昭和50年代には、それまでに西日本で多くのマツを枯死させてきたマツ材線虫病が丹後地域にも侵入して以来大量のクロマツが枯死し、防災機能の低下が懸念され、景観が大きく損なわれている。本被害の対策として抵抗性クロマツが育成されているが、現在育成されている家系については、林業種苗法により日本海側への種苗の移動が制限され、農林水産大臣の承認を受けなければ植栽できない。本制限は丹後地域の海岸線のクロマツ林を適正に維持管理するにあたり大きな障害となっていることから、種苗の移動制限の撤廃を提案する。
1341	13411010	国有林の分収造林に関する商工会の仲介	1. 国有林と民間企業の分収契約の仲介業務 2. 造林事業の施業計画とそれに係る補助金等の申請の代行業務 3. 規制の撤廃の提案	1. 国有林と民間企業が分収契約をする場合の代行業務 2. 造林事業の施業計画の樹立 3. 造林事業に係る補助金の申請の代行業務 4. 地元自治体との調整業務 国有林と分収契約し、民有林として造林事業に係る補助金を申請する場合、森林組合を通して北海道に施業計画、補助金等の申請を行い、森林組合に手数料を支払う。商工会が窓口になることで、手数料の大幅な削減と、商工会の収益事業の増加が見込まれ、更に、森林環境を保全することに繋がる。当町の林業企業は商工会員であり、商工会がこれらに関する全ての業務を実施することで、地域の活性化に結びつく。	0	北海道	陸別町商工会	国有林の分収林化活用	陸別町は隣接町とは35kmも離れている。当町の面積(6万ha)の64%を国有林が占めている。当町の経済は永年林業に依存してきた。陸別町の自立と共に商工会も自立しなければならぬ。当町の林業の再生は、町の産業振興と商工会の財源確保に繋がる。地球温暖化防止策として、今後も国有林の林層改良に取り組む必要がある。国有林の造林の分収について、商工会と国有林による調整を実施し、分収契約は、国と商工会林業部会会員企業との間で締結する。林業の活性化を図ると同時に地域の雇用の確保と森林整備による自然環境の保護、強いては、地球温暖化防止策に繋がるものである。
1341	13412010	権限委譲の推進	1. 内容等：分収林契約の推進、造林施業計画の作成、補助金の申請 2. 権限委譲元と移譲先：森林組合から商工会 3. 問題点：手数料が高い。 4. 解決策：手数料の大幅削減(手数料は5%にする)	事業内容は、地元商工会林業部会会員企業の代行として、国有林の分収契約の仲介をすること、及び北海道に対しての造林事業の施業計画、補助金申請等の事務的業務を行う。国有林を分収林化することにより、地域の林業企業の雇用確保と活性化が図れること。商工会の収益事業が拡大でき、地域産業振興に繋がる。	造林事業における申請手続きは、森林組合を通さなければならない。森林組合が擁護されている中で、手数料が高く、民間企業の負担となり、造林事業が進まないのが現状である。	北海道	陸別町商工会	国有林の分収林化活用	陸別町は隣接町とは35kmも離れている。当町の面積(6万ha)の64%を国有林が占めている。当町の経済は永年林業に依存してきた。陸別町の自立と共に商工会も自立しなければならぬ。当町の林業の再生は、町の産業振興と商工会の財源確保に繋がる。地球温暖化防止策として、今後も国有林の林層改良に取り組む必要がある。国有林の造林の分収について、商工会と国有林による調整を実施し、分収契約は、国と商工会林業部会会員企業との間で締結する。林業の活性化を図ると同時に地域の雇用の確保と森林整備による自然環境の保護、強いては、地球温暖化防止策に繋がるものである。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1315	13152040	森林組合の准組合員の資格要件の緩和	森林文化の里の創造を担い手として森林組合の存在は欠かせない。しかし、森林組合員になるには、森林所有者または林業従事者のみにしか資格が認められていない。そこで、村民が森林保全、活用に主体的に関われるようにするため、森林組合についても農協組合員に認められている「地区内に住む個人」にも組合員資格を拡げる。			滋賀県	滋賀県朽木村	森林文化創出プロジェクト	森林が持つ多面的、公益的機能を双方向から進化させ、地域経済を活性化させる戦略の指針として「森林文化の里」を宣言した。早さと大きさを競う日常を背景として、自然を媒介に「空間の形成」と「経済活動の発生」という新たなビジネスチャンスの機会を創造する。このため、①山・森・谷・川・田・里など、今日の都市にない魅力である村の生態系を活用したエコツーリズム、グリーンツーリズムの導入②「村の人が」「村の技(匠)で」「村の物で」を柱としたブランド品の創出(自然こだわり農産物・加工品、質の高い朽木牛の再生、木材活用、パイ)
1569	15691010	森林組合法で定められている組合員の資格要件の緩和	森林組合法第27条第1項第4号に定められている組合員の資格において、掛川市森林組合の職員及びその作業員に組合員たる資格を与え、技術と経営力と志気を高めるよう緩和を求める。	これからの林業経営には、大学にて林学を取得し、チェーンソーが使える、パソコンも操作できる新しいタイプの森林管理技術者が必要であり、掛川市森林組合は、そういう職員及び作業員を都市部から採用し、組合員の資格を与え、森林組合の経営安定化と活性化及び林業後継者としての意識を高めるとともに地域への定着促進を図る。	地区内に森林を所有していない森林組合の職員及び作業員においては、地域の森林管理に大きな役割を果たすとともに、林業後継者として地域への定着も期待されるにも関わらず、森林組合法第27条第1項に定める森林組合員の資格に該当しないことにより、組合員たる資格を有することができない。森林組合が振るわないのは、森林所有者の零細性、保守性によるもので、今後の林業振興には、林学もチェーンソーもパソコンも駆使できる職員を、地域林業後継者に育てる必要がある。	静岡県	静岡県掛川市(掛川市森林組合)	掛川市森林組合活性化特区	現在、森林組合員の林業所得は激減し、山林に対する意識も低下し、管理すらままならない状態である。このような中、森林組合の職員及び作業員は、地域の森林の管理に大きな役割を果たしている。森林組合法第27条第1項では、地区内に森林を所有していない者は組合員資格を有することができない。そこで、今後の森林組合の経営の安定化を目的に、大学にて林学を習得し、チェーンソーが使えるパソコンも操作できる職員及び作業員に組合員資格を与え、林業後継者としての意識を高めさせることと、地域への定着を促進させたい。
1216	12162070	森林資源を活用する国有林の間伐施業の民営化と間伐材利用の支援策	地域において設置される協議会において地域の森林基本計画を策定し、地域の森林の有効活用を図る。その一貫として間伐施行のより一層の効率化と普及を目指して国有林の間伐施業の民営化を進め、間伐材の有効活用を図る。またバイオマス利活用使用する間伐材は無償にて提供された。	国有林等から発生する間伐材を畜産糞尿をベースとしたバイオガスプラント及び堆肥化施設での副資材及び直接燃料として使用し、エネルギー効率を高める。間伐材等の木質バイオマスは季節変動があるため、森林組合その他の森林施業者においてストックヤードの確保を行い安定供給する。プラントは、運搬距離等の地域性を考慮して塩原町・黒磯市・西那須野町・大田原市・湯津上村に8箇所予定している。将来的には那須町・黒羽町への設置も検討する。	国有林については、森林管理局において一元的に管理されているが、森林組合その他の森林施業者等への権限委譲又は支援により、林業生産組織の活動推進と雇用創出となるなど国策とも合致する。また、間伐材の有効活用を図るためにも、地域と密接な係わりをもつ森林組合その他の森林施業者等が行うことで、木質バイオマスの地産地消活動も一層推進される。	栃木県	那須野ヶ原土地改良区連合	人と自然に優しい地域環境再生プロジェクト	特別市としての利点を生かすことが可能とされる7市町村合併を見据えた広域的視点で『感じる自然、豊かな緑、そよ風の高原』をコンセプトに、観光産業の再興、農畜産物の有機化を図り、農業特産物の生産と食育推進、森林・畜産バイオマス・水力等の自然エネルギーの地産地消による、窒素循環産業の創設を行うことにより、新たな地域雇用創出を生み出すとともに、乱開発によって飽みされている那須野ヶ原地域における地域再生を図る。那須野ヶ原グリーンツーリズムの一元化と情報発信システム構築、地域農産物のオーガニック化の実施により、食育を主眼とした体験プログラムの構築。森林、畜産バイオマス等によるエコパワーセンターの整備を行う。
1392	13922010	国有林野法の規制緩和と各種手続きの簡素化	新エネルギーの活用をするため、風力発電の建設を予定するものであるが、建設予定地に国有林野が含まれる可能性を考慮しての規制緩和、各種手続きの簡素化をしてほしい。	本村の豊かな風力を生かし、風力発電の建設を予定し、現在のエネルギー消費を抑制しつつ、自立した電気の供給を図る。	国有林野法の規制緩和と各種手続きの簡素化	福島県	福島県平田村	新エネルギー開発構想	新エネルギーの一つである風力発電を導入するため、国有林を活用する際の国有林野法の規制緩和と各種手続きに対する簡素化
1054	10541010	漁業体験における遊漁船業の登録免除	海面と、指定された湖沼で、船舶により利用客を漁場に案内し、釣りなどの方法で、利用客に水産動植物を採捕させる事業を営もうとする者は、遊漁船業の適正化に関する法律(遊漁船業法)第3条第1項の規定による都道府県知事の登録(遊漁船業の登録)を受けなければならないが、「松浦党の里ほんなもん体験」の漁業体験プログラムを実施するインストラクターについては、遊漁船業の登録を免除する。	「松浦党の里ほんなもん体験」における定置網漁、イワシ網漁、カゴ漁、たこ漁、延縄漁、漁村ホームステイなど、生業である「ほんもの」の漁業体験プログラムの実施に際して、十分な安全対策等の措置を講じることにより、インストラクターに必要な遊漁船業の適正化に関する法律第3条第1項の規定による都道府県知事の登録(遊漁船業の登録)を免除し、各地区の受け皿作りを一層進め、「この地域でしか体験できない」「ほんもの」の体験型観光システムを構築し、当面は年間2万人の受入を目標として、交流人口の拡大による地域活性化を図る。	○都市部から訪れる修学旅行生等に対し、漁業体験を通じて魚と親しむ機会や、味覚体験・ホームステイ体験での夕食作りを通じて魚のさばき方などの調理技術を提供することにより、長崎県の主要産物である魚介類の「食文化」を伝える。 ○漁業体験等を通じて、目で魚を見て味を連想し、連想した味を作る調理技術を持つ人が少しでも多くなることにより、長崎県産の魚が売れることにも繋がり、また、その生徒達が家族に魚の美味しさを教えたり、数年後には自らとなって「魚食文化」を教える立場になるなど、リピーターにも繋がると考えている。 ○このように、「松浦党の里ほんなもん体験」の漁業体験プログラムは、生業である「ほんもの」の漁業体験を通じて、価値観、心のふれあい、食文化、達成感等を伝えるもので、磯・瀬渡し等の遊漁船業とは異なる形態であるとともに、十分な安全対策等の代替措置を講じており、これに加えて遊漁船業の登録を行うことは、各地域の受け皿作りを進める上で大きな阻害要因となることから、「松浦党の里ほんなもん体験」の漁業体験プログラムを実施するインストラクターについては、遊漁船業の登録を免除していただきたい。	長崎県	松浦体験型旅行協議会 松浦党の里ほんなもん体験協議会	松浦党の里ほんなもん体験特区	北松浦半島の11市町村地域において、多くの地域資源と様々な形態の漁業、農林業等農場産業を活用した「この地域でしか体験できない」「ほんもの」の体験型観光を推進し、交流人口の拡大による地域活性化を図るため、しま・半島の自然やそこで育まれた豊かな食文化、生活文化をコンプレックス時代、ファーストフード時代と言われる人々に伝えたいと、体験交流を通して農林漁業で培われた価値観、ホームステイ体験で得る心のふれあい、季節ごとに変化する豊かな食文化、顔に汗して得る達成感を伝えることに力を入れ、「松浦党の里ほんなもん体験」による広域的な体験型観光システムを構築する。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1249	12491010	水産業協同組合法による組合員資格の規定(第18条)	(正組合員) 当該組合の地区内に住所を有し、かつ、漁業を営み又はこれに従事する日数が一年を通じて90日から120日までの間で定款で定める日数を超える漁民 (准組合員) 前各項の規定により当該組合の組合員たる資格を有する者以外の漁民又は河川において水産動植物の採捕若しくは養殖をする者 前各項又は前号の規定による組合員と世帯を同じくする者 その他当該組合の施設を利用することを相当とする者として政令で定める個人	「水産業協同組合法」の緩和 ・組合員資格の緩和(准組合員資格として、「組合の地区内に住所を有する個人」、「組合の主旨に賛同する個人」等を追加する。	水産業協同組合法の緩和により、漁協地区内の非漁業者や地区内に住所を有しない都市住民が、「サポーター組合員」(准組合員)として漁協に加入する途を開き、水域環境保全のための活動やグリーンツーリズムを超える水準での漁業への参画を可能とする。	石川県	石川県	能登半島漁業サポーター特区	過疎化・高齢化が進む半島地域等の漁村では、水域環境保全の担い手である漁業者が減少しており、消費者等(水産物の供給を受けることにより受益する漁業者以外の住民)の活動への参画が必要となっている。 サポーター組合員制度の導入により、都市住民等に水域環境保全活動等への積極的な参加の動機付けを図るとともに、カキ養殖や定置漁業の「1口オーナー」等として漁業経営面での体験や漁獲物の分配に参画しやすくする。更に、消費者の漁村活動への参加を通して、経営意識の向上や、消費者の食品に対する意識の醸成・漁業経営へのフィードバック、U・ターンによる地域の活性化が期待できる。
1433	14331010	しよらさんカツオ特区	漁港漁村と都市との交流を促進させるため、民間事業者に対して行政財産である漁港施設用地を貸し付け、事業者自らの裁量による施設運用を可能とする。	水産庁の提案による荷捌き施設等の貸し付けを可能とする特区制度と組み合わせ、隣接地にて観光客のための直販及び体験漁業のできる施設設置を可能とする。	・現状では、短期間の許可となり更新の保証がないため、本格的な民間投資ができない。そのため、民間イニシアティブによる漁港施設の機能の高度化が遅れている。	和歌山県	和歌山県	しよらさんカツオ特区	民間事業者の申請に基づき漁港管理者が選定した事業者が、漁港漁村において都市との交流の促進を図る場合にあっては、当該事業者に対し行政財産である漁港施設用地の貸し付けを可能とする。
1578	15782093	既存漁港を活用した地域活性化	(②部分) 既存の漁業と共存しながら、目的外の利用が可能な漁港において、漁協等の民間事業者が収益事業と漁港管理運営をセットで行うことを容認。	①補助金で取得した施設(用地)の目的外利用を可能とするため、財産処分制限の緩和および補助金返還の免除。 ②行政財産の民間への貸付け容認。 ③民間による漁港管理容認。 (目的外利用の想定例:水産物加工販売、体験観光漁業、レストラン、マリレジャー、ショッピングモール、交通、物流、新エネ発電など)	伊豆地域の漁港の多くが、観光ロードサイド型の多用途な可能性を秘めた貴重なオープンスペースであることに着目し、水産物の販売拡大による漁業の振興と、漁村地域の活性化および新規雇用の創出を図るため。また、この収益により民間事業者は当該漁港の管理運営を行うこととし、漁港運営の効率化と、地方公共団体の維持管理経費削減を併せて実現する。	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、隼山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	・伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。 また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度:JNTO調査)に過ぎないという現状である。 ・そこで、今回、伊豆地域の①「国際観光交流の促進(新規顧客(外国人観光客)の開拓)」と②魅力の創造を図り、「交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。
1578	15782093	既存漁港を活用した地域活性化	(③部分) 既存の漁業と共存しながら、目的外の利用が可能な漁港において、漁協等の民間事業者が収益事業と漁港管理運営をセットで行うことを容認。	①補助金で取得した施設(用地)の目的外利用を可能とするため、財産処分制限の緩和および補助金返還の免除。 ②行政財産の民間への貸付け容認。 ③民間による漁港管理容認。 (目的外利用の想定例:水産物加工販売、体験観光漁業、レストラン、マリレジャー、ショッピングモール、交通、物流、新エネ発電など)	伊豆地域の漁港の多くが、観光ロードサイド型の多用途な可能性を秘めた貴重なオープンスペースであることに着目し、水産物の販売拡大による漁業の振興と、漁村地域の活性化および新規雇用の創出を図るため。また、この収益により民間事業者は当該漁港の管理運営を行うこととし、漁港運営の効率化と、地方公共団体の維持管理経費削減を併せて実現する。	静岡県	静岡県、沼津市、熱海市、三島市、伊東市、下田市、伊豆市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、賀茂村、伊豆長岡町、戸田村、函南町、隼山町、大仁町、清水町、長泉町	伊豆地域交流拡大構想	・伊豆地域は、従来、首都圏の大消費地を背景に、日本有数の観光地を形成しているが、近年、当地を訪れる観光交流客数は減少傾向にある。 また、本県への外国人観光客の訪問数は20万人(2002年度:JNTO調査)に過ぎないという現状である。 ・そこで、今回、伊豆地域の①「国際観光交流の促進(新規顧客(外国人観光客)の開拓)」と②魅力の創造を図り、「交流の拡大」に向けた取り組みを推進することにより、地域経済の活性化と雇用の創出を図る伊豆地域交流拡大構想を提案する。

10 農林水産省(特区)

構想(プロジェクト)管理番号	規制特例提案事項管理番号	規制の特例事項(事項名)	規制の特例事項の内容	具体的事業の実施内容	(再)提案理由	都道府県名	提案主体名	構想(プロジェクト)の名称	提案概要
1585	15852030	漁業体験学習等における試験研究等の適用除外の要件緩和	漁業体験学習等を行う場合等、教育を目的とする場合には、許可申請の段階では代表者もしくは責任者のみの報告とし、採捕終了後の報告の段階で従事した者を報告をすることで足りるよう制度を改正する。	地域住民や市民団体を陸のエコクリエーターとして位置付け、環境学習や漁業体験を通じて「さかな」の立場から三重の海の実態を知ってもらうことにより、人間の生活が川や海の影響や生態系に及ぼす影響に対する気づきを促し、一人ひとりの自発的主体的な行動につなげ、さらにはライフスタイルを変えていけるような社会システムづくりの担い手の一人となってもらうことを目指す。	漁業体験学習等を行う場合はその対象となる漁業および魚種により試験研究等の適用除外による特別採捕許可を受ける必要があり、その体験学習に従事する者を特定し、事前に登録しなければならない。しかし、体験学習等では様々な状況から参加する人間が増減することが避けられないため、その際の処理が非常に煩雑になっている。そこで、漁業体験学習等を行う場合等、教育を目的とする場合には、許可申請の段階では代表者もしくは責任者のみの報告とし、採捕終了後の報告の段階で従事した者を報告をすることで足りるよう制度を改正する。	三重県	三重県	美しい「みえのうみ」維持・創造プロジェクト	伊勢湾をはじめとする閉鎖性水域は、水質浄化が進みにくいことから、積極的にその環境を維持・創造していく必要があります。そこで、地域住民、市民グループおよび事業者などそれぞれ自ら「さかなの立場」に立ち、海や河川流域の環境実態、問題点を認識し、それらの情報を共有することによって、一人ひとりの自発的、主体的な行動につなげ、さらにはライフスタイルも変えていけるような社会システム作りを目指すなかで、環境と共存する漁業の振興を図ることを目的としています。このような中、地域再生の支援措置を受け、施策の展開をよりスムーズに行うことにより、「美しいみえのうみ」の維持・創造を図っていきます。